

令和5年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】

目次

(自動車特定整備事業者処分関係)

1. 「整備主任者」について 1
特定整備認証関係
自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

(審査事務規程関係)

2. 自動車技術総合機構審査事務規程の第45～50次改正の概要 22
（独）自動車技術総合機構北海道検査部 資料）
3. OBD検査関係 61
（（独）自動車技術総合機構北海道検査部 資料）

(告示・通達改正関係)

4. 排出ガス規制に粒子数（PN：Particle Number）の基準を導入します 84
5. 大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の基準を強化します 88
6. こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します 97

(プレスリリース)

7. 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！ 101
8. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインを策定しました . 103

(参考資料等)

9. 各種リーフレット 106
（（一社）日本自動車タイヤ協会資料、消費者庁パンフレット等）
10. 北海道運輸局管内整備事業の現況（統計情報） 115
（北海道運輸局 資料）
11. 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表 118
（北海道運輸局 資料）
12. お問い合わせ先 119
（北海道運輸局 資料）

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されており、道路運送車両法施行規則には自動車特定整備事業者の遵守事項が規定されています。

そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項・・・◎		
○	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適 ・ 否
○	2 特定整備記録簿（写し）は使用者に適切に交付されているか。	適 ・ 否
◎	3 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適 ・ 否
◎	4 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適 ・ 否
◎	5 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適 ・ 否
◎	6 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適 ・ 否
	□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離、 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号	
○	7 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否
◎	8 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適 ・ 否
◎	9 特定整備後のできばえ確認業務	適 ・ 否

道路運送車両法施行規則

(特定整備の定義)

第3条 法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

- (1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
- (4) かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自

動車の整備又は改造

- (5) 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (6) 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (7) けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (8) 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）
 - イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
 - ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
 - ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- (9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第 62 条の 2 の 2 法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- (2) 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- (3) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- (4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。
- (7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからウまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第 91 条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。
 - イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）一級の自動車整備士の技能検定

に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

(8) 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

(9) エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

(10) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から 15 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

(2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

(3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第3号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第3号の者が第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

— 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、“**電子制御装置整備**”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。



スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)



● 分解整備事業者のみなさまへ ●

※指定整備事業者は、併せて指定整備事業者編もご覧ください

令和2年4月1日より、特定整備制度（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となります。

また、令和3年10月1日より、点検基準が改正され、点検の結果生じる整備に電子制御装置整備の認証が必要となる作業が発生します。



運行補助装置（★1）及び自動運行装置のない車両

➡ これまでと同じように点検・整備ができます

対象となる車両について

車検証の情報から判読できるよう、自動車メーカーが作成したリストを公表しています。
国土交通省のHPから確認ください。



運行補助装置（★1）又は自動運行装置のある車両

➡ 分解整備については、これまでと同じように点検・整備ができます

➡ 電子制御装置整備を行う場合は、以下のとおりとしてください

自身の責任で整備作業をする場合

- 電子制御装置整備の認証が必要です
- この場合、一部作業（例：バンパの交換作業）を、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者に外注することも可能です。一部作業を外注した場合、外注先の事業者から、当該作業について記載した特定整備記録簿の写しをもらうようにしてください

自身の責任で整備作業をしない場合

- 電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者に委託してください
- ユーザーには、委託先の事業者が交付した特定整備記録簿の写しを渡してください

認証を受けている事業者の標識
（イメージ）



※エンジンの脱着等で生じるバンパの交換作業等は、令和6年4月1日までは、経過措置により引き続き行うことが可能です

▼▼▼ R3. 10/1～ 点検基準（12ヶ月毎）の改正後 ▼▼▼

ABS、運行補助装置、自動運行装置などの「車載式故障診断装置の診断の結果」が、1年ごと（★2）の定期点検項目として追加されます。

点検の結果「電子制御装置整備」が必要となる場合は、電子制御装置整備の認証を受けて整備を行うか、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者に委託をしてください。

★1 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

★2 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外

自動車特定整備事業の認証パターンについて

(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン が可能です

※いずれも、“自動車特定整備事業者”です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ) 分解整備

(Ⅱ) 電子制御装置整備

分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準

設備に関する基準

電子制御装置点検整備作業場

※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です

※完成検査場とも兼用可能です

※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です

整備用スキャンツール

(水平面を確認するための)水準器

整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制

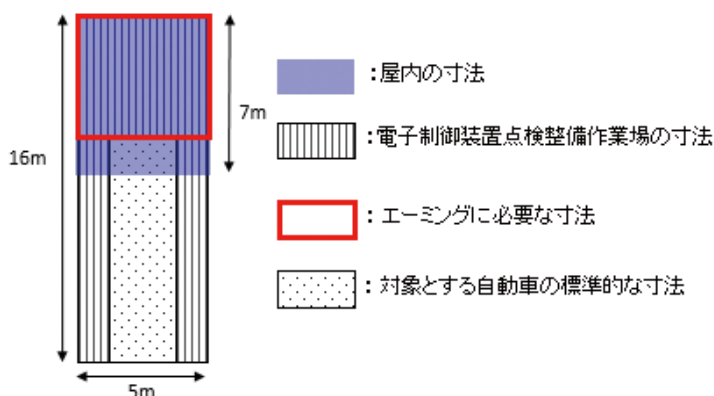
→ FAINESへの加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。

従業員に関する基準

• 2名以上、うち1名は『一級自動車整備士(二輪除く)』又は『一級二輪自動車整備士若しくは二級自動車整備士であって、国が定める講習を受講した者』

• 従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

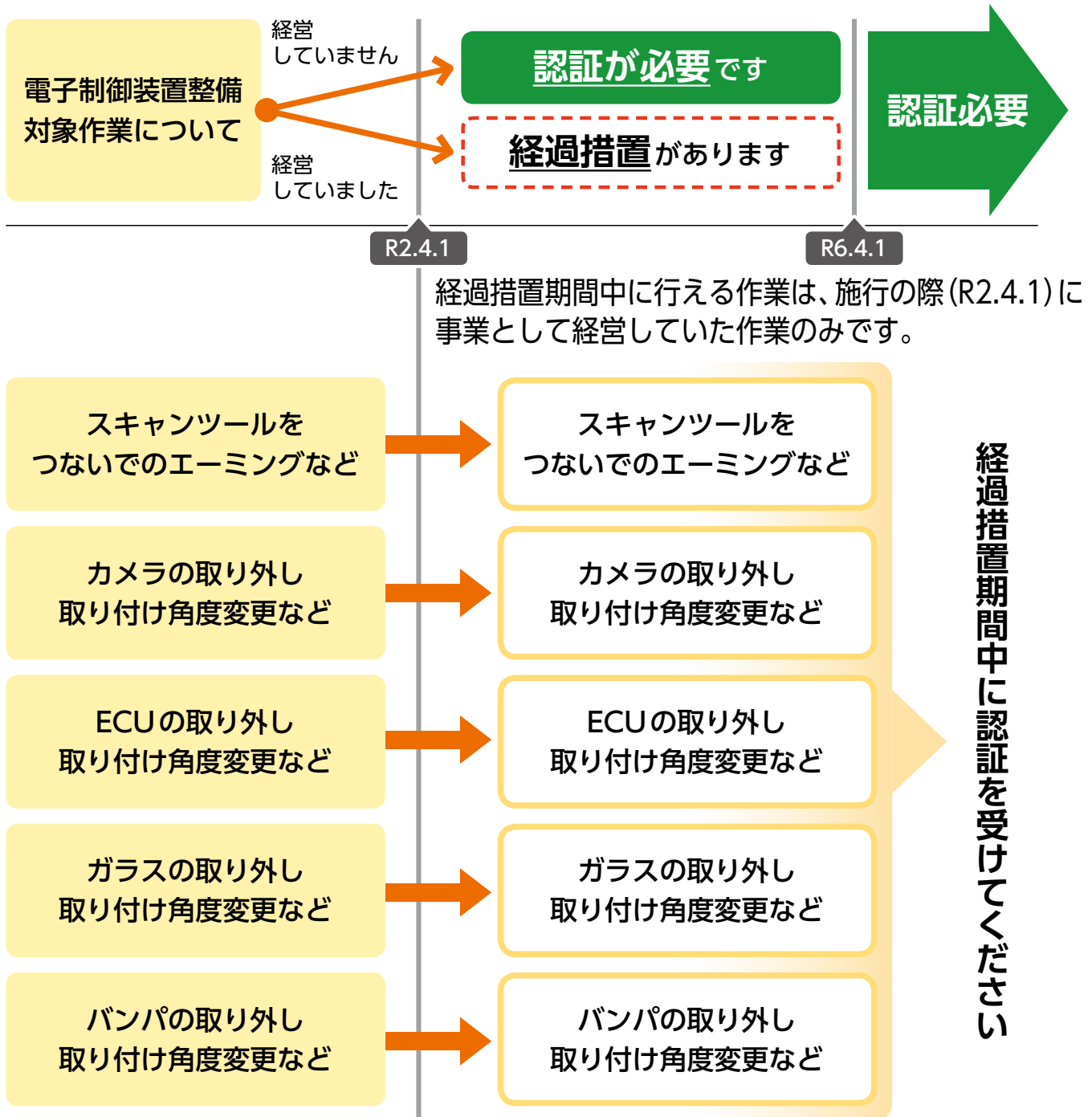
標識について

電子制御装置整備と分解整備両方の認証を受けている事業者は、標識の色が“若草色”になります。



● 新たな認証をとるまでに…… ●

○ 施行から4年間の“経過措置”があります。



特定整備制度の詳細については、国土交通省HP 又は 最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



— 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、“**電子制御装置整備**”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。



スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)



● 指定整備事業者のみなさまへ ●

※併せて、分解整備事業者編もご覧ください

令和2年4月1日より、特定整備制度(電子制御装置整備が新たに追加)が始まり、該当作業を行うための認証の申請ができるようになります。

また、令和3年10月1日より点検基準が改正されることに伴い、対象車両の保安基準適合証交付にあたっては、電子制御装置整備の認証が必要になります。

▼▼▼ R2.4/1～R3.10/1 電子制御装置整備導入後～点検基準改正まで ▼▼▼



運行補助装置(★1)及び自動運行装置のない車両

➡ 電子制御装置の認証がなくとも、これまでと同じように保適証を交付できます



運行補助装置(★1)又は自動運行装置のある車両

➡ 電子制御装置整備が必要でない場合、これまでと同じように保適証を交付できます

※電子制御装置整備が必要な場合は、電子制御装置整備の認証を受けている事業者での整備が必要です

対象となる車両について

車検証の情報から判読できるよう、自動車メーカーが作成したリストを公表しています。
国土交通省のHPから確認ください。



▼▼▼ R3.10/1～ 点検基準(12ヶ月毎)の改正後 ▼▼▼



運行補助装置(★1)及び自動運行装置のない車両

➡ 電子制御装置整備の認証がなくとも、これまでと同じように保適証を交付できます

➡ 点検基準に従ってABSなどの車載式故障診断装置の診断の結果(★2)を点検してください



運行補助装置(★1)又は自動運行装置のある車両

➡ 保適証の交付にあたっては、電子制御装置整備の認証が必須です

➡ 点検基準に従ってABS、運行補助装置(★1)などの車載式故障診断装置の診断の結果(★2)を点検してください

➡ エーミング作業等の一部を他の電子制御装置整備事業者に委託することもできますが、依頼した作業が適切に実施されていることを自身(外注元)で確認することが必要です

★1 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスのこと

★2 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外

自動車特定整備事業の認証パターンについて

(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン が可能です

※いずれも、“自動車特定整備事業者”です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ) 分解整備

(Ⅱ) 電子制御装置整備

分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準

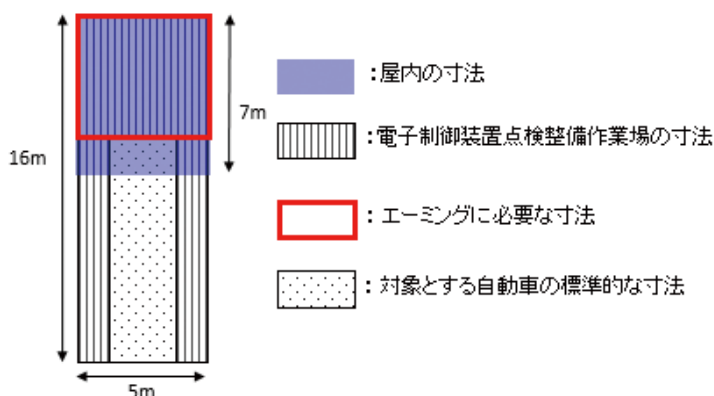
設備に関する基準

- 電子制御装置点検整備作業場
 - ※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です。
 - ※完成検査場とも兼用可能です。
 - ※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です。
- 整備用スキャンツール
- (水平面を確認するための)水準器
- 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制
 - ➔ FAINES への加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。
- このほか、分解整備としての設備に関する基準を満たしている必要があります

従業員に関する基準

- 2名以上、うち1名は一級自動車整備士(二輪除く)又は一級二輪自動車整備士、二級自動車整備士であって、国が定める講習を受講した者
- 従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

標識について

電子制御装置整備と分解整備両方の認証を受けている事業者は、標識の色が“若草色”になります。指定の標識は変更ありません。



● 新たな認証をとるまでに…… ●

○ 施行から4年間の“経過措置”があります。



運行補助装置、自動運行装置のない車両

➔ 当面の間、これまでと同じように保適証を交付できます



運行補助装置(★1)、自動運行装置のある車両

➔ 特定整備制度の施行時点で電子制御装置整備に相当する作業をすべて行っていた場合、令和6年3月末までは保適証を交付できます

R2.4.1時点

電子制御装置整備
対象作業について

経営
していません

経営
していました

経過措置期間中に認証を受けてください

認証が必要です

経過措置があります

認証必要

R3.10.1

R6.4.1

スキャンツールを
つないでの
エーミングなど

カメラの取り外し
取り付け角度変更など

ECUの取り外し
取り付け角度変更など

ガラスの取り外し
取り付け角度変更など

バンパの取り外し
取り付け角度変更など

これらすべて（自動運行装置は除く）を行っていた場合に限り、
経過措置期間中は保適証の交付ができます

特定整備制度の詳細については、国土交通省HP 又は 最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



特定整備制度に関するよくある質問・問答

もくじ

I. 対象となる整備・改造.....	3
問1 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。.....	3
問2 前方をセンシングするためのカメラ、レーダーなどがついていないガラスやバンパなどの脱着は、電子制御装置整備に該当しますか。.....	3
問3 電子制御装置整備の対象となる衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能と同じような機能でありながら対象外の自動車があります。判別する手法はありますか。.....	3
II. 認証基準.....	4
問4 分解整備事業の認証を受けていますが、申請などの手続きは必要ですか。.....	4
問5 今まで整備工場からの依頼で、当該整備工場に出向いて自動車の窓ガラス交換の作業を行ってきましたが、電子制御装置整備の認証を受けなければ、窓ガラス交換の作業はできませんか。.....	4
問6 エーミング用のターゲットを保有しなければなりませんか。.....	4
問7 すべての車種を整備できるスキャンツールを持たなければなりませんか。.....	4
問8 事業場に電子制御装置点検整備作業場を設ける敷地がありませんが、電子制御装置整備の認証を受けられる方法がありますか。.....	5
問9 電子制御装置整備の認証を受ける予定はありませんが、事業場の標識（認証事業の看板）を作り直す必要がありますか。.....	5
問10 電子制御装置整備の認証を受けるためには、どこに申請（相談）すればよいですか。.....	5
III. 整備主任者.....	5

問 11	電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者となるための講習の内容はどのようなものですか。開催日を教えてください。	5
問 12	分解整備と電子制御装置整備の認証を受ける場合に、分解整備をする整備主任者と電子制御装置整備をする整備主任者を分けて選任できますか。 . .	6
IV.	電子制御装置整備を行う際の遵守事項	6
問 13	特定整備の対象となる自動車について、前方をセンシングするためのカメラ付きのガラスの脱着をしました。その後にエーミング作業は必要ですか。	6
V.	指定整備制度	6
問 14	電子制御装置整備の対象となる自動車を扱いませんが、電子制御装置整備の認証を受けなければなりませんか。	6
問 15	電子制御装置整備の認証を受けなければ、電子制御装置整備の対象となる自動車について保安基準適合証等を交付できませんか。	6
VI.	経過措置	7
問 16	電子制御装置整備の認証の経過措置が適用となる作業は何ですか。 . . .	7
VII.	その他	7
問 17	エーミング作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。	7
問 18	自動車ガラス施工作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。	7

I. 対象となる整備・改造

問1 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

(答)

- 特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

○「電子制御装置整備」の内容

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープ機能（※）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外し、取付位置、取付角度の変更又は機能調整を行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

※保安基準の適用を受ける装置に限る。

問2 前方をセンシングするためのカメラ、レーダーなどがついていないガラスやバンパなどの脱着は、電子制御装置整備に該当しますか。

(答)

- 該当しません。

問3 電子制御装置整備の対象となる衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能と同じような機能でありながら対象外の自動車があります。判別する手法はありますか。

(答)

- 電子制御装置整備の対象か否かについては、その装置（衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ）が保安基準の適用を受けているかどうかによって判断されます。
- 装置の基準適用日は、自動車の用途、車両総重量等により異なるため、自動車検査証に記載されている型式等を参考に判別することができるよう、自動車メーカーが作成するリストを国土交通省のホームページに公表しています。
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html>
- 上記を見ても判別が難しい場合は、個別に自動車メーカー等に問合せるなどして確認ください。

II. 認証基準

問4 分解整備事業の認証を受けていますが、申請などの手続きは必要ですか。

(答)

- 分解整備の認証基準は変わりませんので、従来の事業を引き続き経営する場合は、手続きは不要です。
- なお、電子制御装置整備を行う場合には、新たに電子制御装置整備の認証が必要です。

問5 今まで整備工場からの依頼で、当該整備工場に出向いて自動車の窓ガラス交換の作業を行ってきましたが、電子制御装置整備の認証を受けなければ、窓ガラス交換の作業はできませんか。

(答)

- 電子制御装置整備の認証を受けた事業場の構内で作業を行う場合であって、当該認証工場の自らの管理の下で自動車の窓ガラス交換の作業が行われる旨取り決めが交わされている場合には、ガラス交換を行う者が認証を受けていなくても作業可能です。
- この場合において、
 - 特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称
 - 構内外注作業の内容
 - 構内外注作業は特定整備事業者の管理の下で行われることの項目が記載されている書面は、「取り決めが交わされていること」として取り扱うこととしております。

問6 エーミング用のターゲットを保有しなければなりませんか。

(答)

- エーミング用のターゲットについては、必要なときに入手する体制があれば保有する必要はありません。例えば、事業場間で共同保有する、必要な際に借りる等の形態でも構いません。

問7 すべての車種を整備できるスキャンツールを持たなければなりませんか。

(答)

- (いいえ、) 認証要件として、少なくとも一車種以上の車両を整備できるスキャンツールを1台保有していれば構いません。

問8 事業場に電子制御装置点検整備作業場を設ける敷地がありませんが、電子制御装置整備の認証を受けられる方法はありますか。

(答)

- 現在の事業場と離れた場所に設けることや、他の事業者と電子制御装置点検整備作業場を共同使用することが可能です。詳しくは事業場を管轄する運輸支局整備部門等にお問い合わせください。

参考：運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

問9 電子制御装置整備の認証を受ける予定はありませんが、事業場の標識（認証事業の看板）を作り直す必要がありますか。

(答)

- (いいえ、) 分解整備事業の認証を受けている事業場の場合、従来の標識を引き続き使用できます。
- なお、次の変更を行った場合には、標識を「自動車分解整備事業」から「自動車特定整備事業」の表記にする必要があります。
 - 事業者の氏名又は名称及び住所
 - 事業場の所在地
 - 屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行

問10 電子制御装置整備の認証を受けるためには、どこに申請（相談）すればよいですか。

(答)

- 事業場を管轄する運輸支局整備部門に申請（相談）してください。

参考：各運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

Ⅲ. 整備主任者

問11 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者となるための講習の内容はどのようなものですか。開催日を教えてください。

(答)

- 学科、実習、試問により構成されています。
- 開催日については、最寄りの運輸支局にお問い合わせください。なお、実習については、運輸支局等が認定する地方の自動車整備振興会等の機関において実施して

います。

参考：各運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

問 12 分解整備と電子制御装置整備の認証を受ける場合に、分解整備をする整備主任者と電子制御装置整備をする整備主任者を分けて選任できますか。

(答)

- できません。

IV. 電子制御装置整備を行う際の遵守事項

問 13 特定整備の対象となる自動車について、前方をセンシングするためのカメラ付きのガラスの脱着をしました。その後にエーミング作業は必要ですか。

(答)

- (はい。)現状、カメラ、レーダー等の取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスを脱着する行為についても、その後のエーミング作業を行わないと衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能の作動に影響を及ぼすおそれがあるため、エーミング作業が必要です。

V. 指定整備制度

問 14 電子制御装置整備の対象となる自動車を扱いませんが、電子制御装置整備の認証を受けなければなりませんか。

(答)

- (いいえ、)現に指定整備事業者の場合にあつては、必ずしも、電子制御装置整備の認証を受ける必要はありませんが、電子制御装置整備の対象となる自動車の保安基準適合証等に交付をすることができません。(分解整備に係る箇所の限定的な保安基準適合証の交付もできません。)
- なお、電子制御装置整備の対象車となるか否かの判別方法は、「問3」を参照してください。

問 15 電子制御装置整備の認証を受けなければ、電子制御装置整備の対象となる自動車について保安基準適合証等を交付できませんか。

(答)

- 令和3年10月1日以降、電子制御装置整備の対象となる自動車について、電子

制御装置整備の認証を受けていない場合には、保安基準適合証等の交付をすることはできません。

- ただし、経過措置の作業すべてが適用される場合にあっては、経過措置期間中（令和6年3月31日まで）は保安基準適合証等を交付することができます。
- なお、経過措置については、「問16」を参照してください。

VI. 経過措置

問16 電子制御装置整備の認証の経過措置が適用となる作業は何ですか。

（答）

- 施行日（令和2年4月1日）までに、次の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を行っていた場合に限り、引き続き、施行日から4年を経過する日（令和6年3月31日）までその作業を行うことができます。
 - スキャンツールをつないでのエーミング作業など
 - カメラ等のセンサーの取り外し、取付位置・角度の変更
 - ECUの取り外し、取付位置・角度の変更
 - グリル、パンパーの取り外し、取付位置・角度の変更
 - 窓ガラスの取り外し、取付位置・角度の変更
- なお、自動運行装置に係る経過措置はありません。

VII. その他

問17 エーミング作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。

（答）

- 自動車電気装置整備士の実務経験に含まれます。

問18 自動車ガラス施工作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。

（答）

- 含まれません。

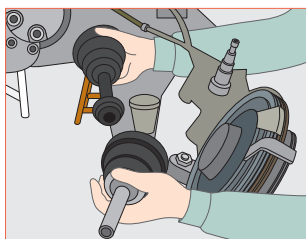
STOP違法整備!!



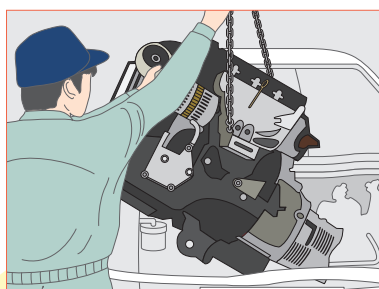
あなたのクルマは 違法に整備されていませんか？

次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場でのみできます！

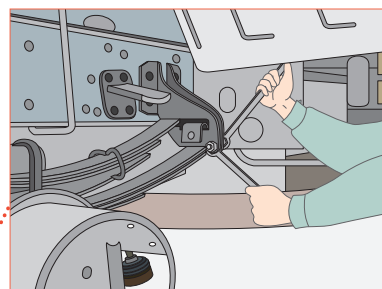
2 動力伝達装置 (ドライブシャフトなどの脱着)



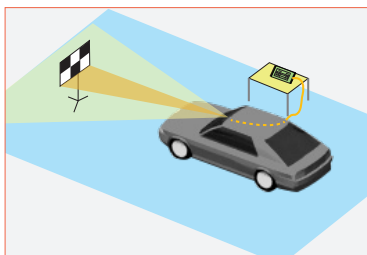
1 原動機 (エンジン脱着)



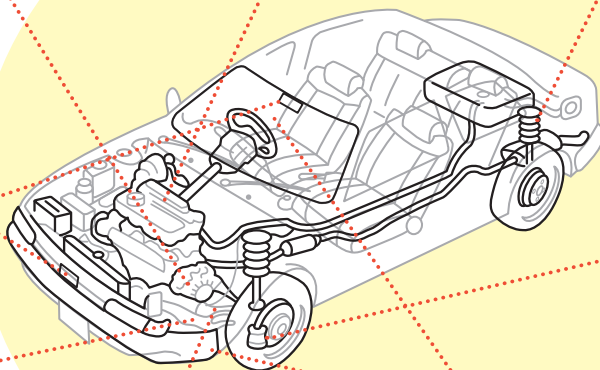
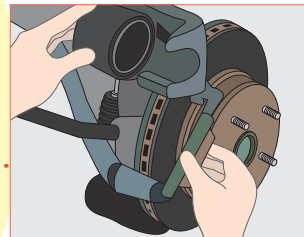
6 緩衝装置 (リーフスプリング脱着)



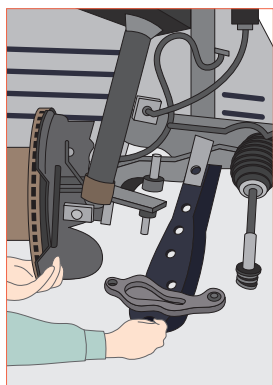
7 運行補助装置 (自動ブレーキ用カメラ の調整など)



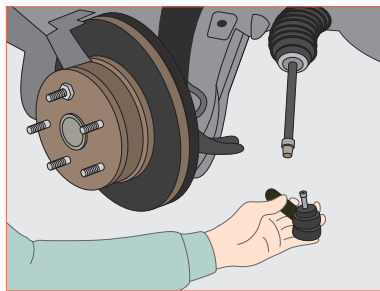
5 制動装置 (ブレーキパッドなどの交換)



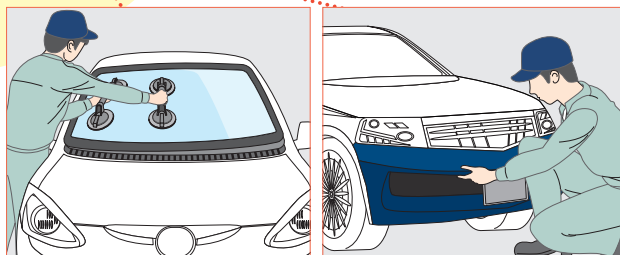
3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置 (タイロッドエンド脱着)



7 運行補助装置 (自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている 窓ガラス・バンパーなどの脱着)



8 自動運行装置

(レベル3以上の自動運転を行うための
装置に係る整備・改造)

未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けず、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

特定整備を伴う車検や点検・整備は国の認証を受けた整備工場へ!!

ねえ、うちの車、そろそろ車検でしょう？最近、ブレーキの効きが気になるから、ブレーキもよく点検してほしいわ。



うん、いつもの整備工場に車検を頼んでみようかな。

大丈夫？

点検・整備する装置によっては国が認証した工場しかできないみたいよ。



認証整備工場の標識 (例)



※「自動車分解整備事業」の標識もあります。

このような標識を持つ整備工場が国の認証を受けた工場だから、車検を頼むときに確認できるよ!



国の認証を受けた整備工場が分かるんだね。



特定整備を行うには国の認証が必要なんだね。



次の全てにチェックが入る業者・整備工場では、違法に特定整備が行われているおそれがありますので、最寄りの運輸局担当窓口へ情報提供をお願いします。

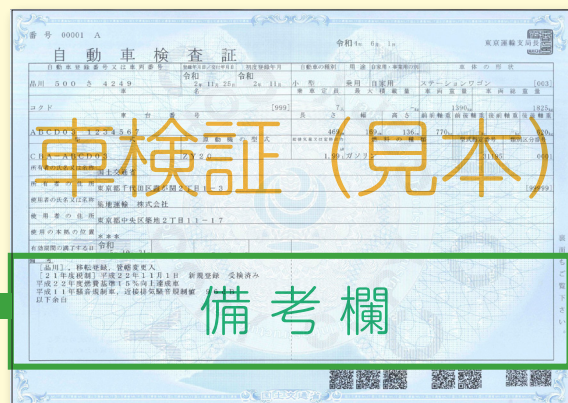
check

- 依頼した点検・整備作業がチラシ表面の **1** ~ **8** のどれかに該当するか
- 点検整備記録簿または特定整備記録簿に、「認証整備工場名」と「認証番号」の両方が記載されていない
- 依頼先の工場に上記のような標識が掲示されていない
- 車検証の備考欄中、〔受検形態〕が「使用者」又は「その他」と記載されている

車検証の備考欄をご確認ください。

【受検形態】

- 指定整備工場、認証整備工場
国の認証を受けた整備工場によって車検が行われている場合です。
- 使用者
自動車ユーザー本人が車検を受けた場合です。
- その他 (使用者以外の者により受検が代行された場合)
上記以外の方が車検を受けた場合です。
※ 違法に特定整備が行われている又は定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。点検整備記録簿を確認してください。



- 北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 011(290)2752
- 東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 022(791)7534
(青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)
- 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 025(285)9155
(新潟、富山、石川、長野)
- 関東運輸局自動車技術安全部整備課 …… 045(211)7254
(東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)
- 中部運輸局自動車技術安全部整備課 …… 052(952)8042
(愛知、岐阜、三重、静岡、福井)

- 近畿運輸局自動車技術安全部整備課 …… 06(6949)6453
(大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)
- 中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 082(228)9142
(広島、鳥取、島根、岡山、山口)
- 四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 087(802)6783
(香川、徳島、愛媛、高知)
- 九州運輸局自動車技術安全部整備課 …… 092(472)2537
(福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 …… 098(866)1837

自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

< 事例 1 > 自動車特定整備事業の停止（20日間）

【違反の概要】

貨物自動車運送事業者が走行中に左後輪を脱落させたことについて、その後車両見分及びメーカー調査した結果、直近に車検を実施した整備工場Aにおいて、特定整備作業に重大な瑕疵があったことが車輪が脱落した原因であったと、自主申告があったことから、当該事業場に特別監査を実施した。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- ・事業者は、特定整備作業に重大な瑕疵があり、事故を惹起させた。
- ・事業者は、整備主任者の特定整備等に関する統括管理が不備であった。

《 指定自動車整備事業関係 》

- ・事業者は、完成品に恒常性を有していなかった。
- ・事業者は、特定整備作業に重大な瑕疵があり、事故を惹起させた。

※保安基準適合証交付停止 20日間

< 事例 2 > 自動車特定整備事業の停止（20日間）

【違反の概要】

走行中の左後軸の外側のタイヤホイール脱輪、内側のタイヤホイールが引っかかった状態で走行したためタイヤが過熱火災に至ったとの情報があり、当該車両の車検整備がその直近で行われ、その整備作業に瑕疵があったとの申告が当該事業者よりあったため監査を実施。

当該事業場の作業実施に関して、本来ならホイール・ナットを締付ける際の手順として、エア・インパクトで仮締め後にトルク・レンチを用いて適正トルクで締付けるべきところ、エア・インパクトで仮締め付け後に前輪はトルク・レンチにて締め付けたが、後輪についてはトルク・レンチを用いての締め付けを失念した。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- ・事業者は、特定整備作業に重大な瑕疵があり、事故を惹起させた。

《 指定自動車整備事業関係 》

- ・適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があり、事故を惹起させた。

※保安基準適合証交付停止 20日間

【法令違反に至った原因】

- ・自動車検査員は完成検査実施の際、ホイール・ナットの打音検査を実施したが、エア・インパクトを使用して締め付けられてはいたため、異常はないと判断してしまった。

(独)自動車技術総合機構審査事務規程の第45次～第50次改正の概要について

○第45次改正(令和4年10月7日付け)

- ✓指定自動車等の認証関係の改正

○第46次改正(令和4年10月28日付け)

- ✓用語の定義において「座席」等について明確化
- ✓保護仕切り棒に関する不適切な取付けについて明確化
- ✓貨物自動車の審査について明確化
- ✓作業用附属装置等を備えた自動車の審査について明確化
- ✓自動車の検査等に係わる審査結果の通知方法について明確化
- ✓リヤオーバーハングについて明確化
- ✓走行用前照灯、すれ違い前照灯に関する規定の改正
- ✓低速走行時側方照射灯の改正
- ✓セミトレーラの側方灯、側方反射器の取付位置の改正
- ✓補助制動灯の装備要件の明確化
- ✓後退時車両直後確認装置の取付要件の改正
- ✓高圧ガスの燃料装置の表示の改正
- ✓並行輸入自動車審査要領の騒音、排出ガス関係の改正
- ✓ワンマンバスの構造要件の車外安全確認装置のモニター装置追加

○第47次改正（令和4年12月26日付け）

- ✓キャッシュレスに伴う審査手数料等の取扱いの明確化

○第48次改正（令和5年2月16日付け）

- ✓指定自動車等の認証関係の改正

○第49次改正（令和5年3月30日付け）

- ✓用語の定義の改正
- ✓衝突被害軽減制動制御装置の改正
- ✓運転者席の改正
- ✓窓ガラス貼付物等の改正
- ✓前照灯等に係る改正
- ✓昼間走行灯に係る改正
- ✓方向指示器に係る改正
- ✓自動運行装置の改正
- ✓二輪自動車に配光可変型前照灯の備付け可能になったことに伴うテストによる審査対象への追加
- ✓並行輸入自動車審査要領の騒音関係の改正

○第50改正（令和5年6月5日付け）

- ✓指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 45 次改正— (抜粋) 令和 4 年 10 月 7 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 46 次改正— (抜粋) 令和 4 年 10 月 28 日

用語の定義において「座席」等について明確化 (1-3)

1-3 用語の定義

座席

乗員が安全に着席できるものをいう。なお、板、テーブル、ベッド（キャンピング車に備えられた就寝設備であって乗車設備と兼用のものを除く。）、棚、区切られただけの床面、タイヤめぐり及びその他これらに類するものは、「安全に着席できるもの」には該当しない。また、車いす、寝台及び担架については、座席として取扱わないものとする。

容易に折り畳むことができる座席

普段は折り畳んであり、容易に操作することができ、乗員による臨時の使用のために設計された座席をいう。この場合において、使用する座面の全てが折り畳まれないものはこれに該当しない。

保護仕切り棒に関する不適切な取付けについて明確化 (4-4)

4-4 不適切な補修等

(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア～オ (略)

カ 7-41 (8-41) に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突っ張る仕組みのもの

②～④ (略)

貨物自動車の審査について明確化（4-17）

4-17 貨物自動車の審査

4-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 用途区分通達3-1-1 (1) の「自動車の乗車設備を最大に利用した場合」については、次に掲げる要件を適用し審査するものとする。

ただし、貨物自動車として認証を受けた指定自動車等であって、物品積載設備等の基本構造に変更がないものにあつては、諸元表に記載された荷台の内側寸法を参考として審査することができる。

① 運転者席及びこれと並列の座席にあつては、次に掲げる状態とする。

ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も前方の位置に調節した状態

イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も前方に傾けた位置に調節した状態

ウ 高さを調節できる頭部後傾抑止装置が装着されているものにあつては、最も下方の位置に調節した状態

② 運転者席及びこれと並列の座席の後方にある座席にあつては、次に掲げる状態とする。

ただし、隔壁又は保護仕切によりその作動が遮られるものにあつては、次に掲げる状態に最も近い状態とする。

ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も後方の位置に調節した状態

イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も後方に傾けた位置に調節した状態

③ 「乗車設備の床面積」の測定位置は、次に掲げる位置とする。（運転者席及びこれと並列の座席の後方に設けられた座席の前方又は側方に物品が積載される構造の自動車を除く。）

ア 乗車設備の床面積の前方の測定位置は、次のいずれかの位置

(ア) 運転者席及びこれと並列の座席の直後に隔壁又は保護用の仕切を有する場合にあつては、隔壁又は保護用の仕切の最後端の位置

(イ) (ア) 以外の場合にあつては、運転者席及びこれと並列の座席の背あて部分（装備義務がある頭部後傾抑止装置を含む。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置

イ 乗車設備の床面積の後方の測定位置は、最後部座席の背あて部分（取外すことができる頭部後傾抑止装置は含まない。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置

(4) 車体側に保護仕切又は保護用の仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を突っ張る仕組みのものにあつては、保護仕切及び保護用の仕切には該当しないものとする。

(5) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1) 、

(3) 、 (4) 及び用途区分通達により審査するものとする。

作業用附属装置等を備えた自動車の審査について明確化（4-22）

4-22 作業用附属装置等を備えた自動車の審査

作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車に適用される基準であって、当該装置等の脱着に伴い「自動車の種別」が脱着の前後で異なることにより、当該自動車への適用が異なるものにあつては、それぞれの状態で適合性を判定するものとする。

自動車の検査等に係る審査結果の通知方法について明確化（第5章）

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2（略）

5-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-7（略）

5-3-8 車体の形状

車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。

なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあつては、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。

（略）

注1.（略）

注2. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨（例△△二輪、△△三輪）を付記すること。

なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15（1）22.に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。

・次の例に示すように付記する。

「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪

注3.（略）

5-3-9～5-3-12（略）

5-3-13 総排気量又は定格出力

総排気量又は定格出力は、次によるものとする。

① 総排気量は、単位をℓとし、小数第2位（小数第3位切り捨て）まで通知するものとする。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車でその総排気量が0.2510 から0.2590までのもの及び二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車で総排気量が0.6610から0.6690までのものにあつては、それぞれ0.260及び0.670とする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程については、単位をmmとし、小数第1位（小数第2位切り捨て）までの値とする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機にあつては、最大のものとする。

②（略）

5-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1.～17. (略)	(略)	(略)
17-1. 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等の装置を随時取外し、又は取替えて使用するダンプ車であって、当該装置等の装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物品は土砂等以外のものとする。
18.～21. (略)	(略)	(略)
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ
23. (略)	(略)	(略)
24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車(25.に掲げる場合を除く。)	(略)	(略)
25.～43. (略)	(略)	(略)

備考

※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。

なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。

① (略)

② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)

ア (略)

イ 指定自動車等以外の自動車

(ア)～(エ) (略)

(オ) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書

7-28 車枠及び車体

7-28-1 性能要件（視認等による審査）

(1) ～ (9) (略)

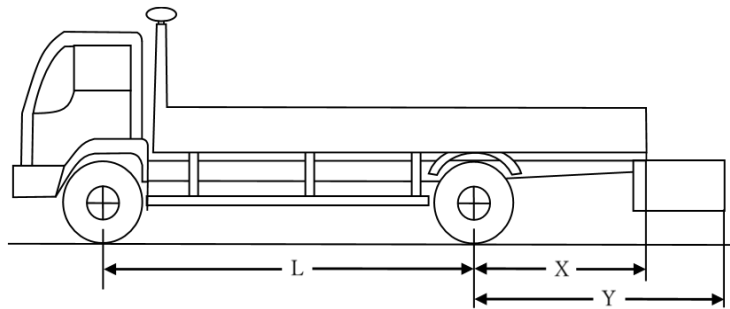
(10) 次に掲げるものは、(7) の基準に適合するものとする。

① 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(8) の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。

- ア 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあつては20分の11以下）であるもの
- イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの

(参考図)

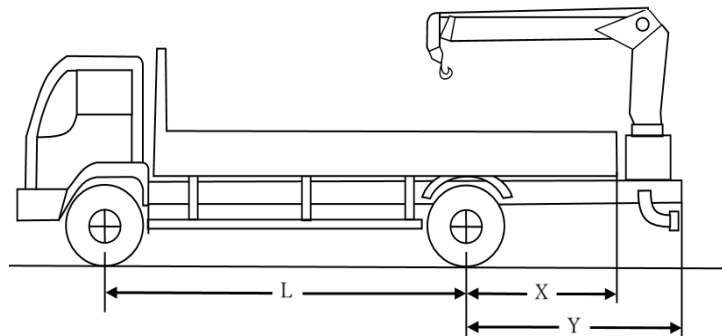


$$X \leq \frac{1}{2}L \left[\frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$$

② 物品積載装置の後部にクレーン等を備えた自動車（(8) の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

- ア 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあつては20分の11以下）であるもの
- イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの

(参考図)



$$X \leq \frac{1}{2}L \left[\frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$$

走行用前照灯、すれ違い前照灯に関する規定の改正（7-65, 7-66）

7-65 走行用前照灯

7-65-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等がUN R149-00-S4の4.及び5.3.又はUN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。）の6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第23項関係）

7-65-2（略）

7-65-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては①及び⑬、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び9-8（1）②）に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係）

①～⑫（略）

⑬ すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯は、当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。

7-66 すれ違い用前照灯

7-66-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係、適用関係告示第29条第23項関係）

① 7-67に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車

②（略）

7-66-2（略）

7-66-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係）

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）

①～⑬（略）

- ⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。

この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。

- ⑮（略）

- (2)（略）

低速走行時側方照射灯の改正（7-73）

7-73 低速走行時側方照射灯

7-73-1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第33条の3第1項関係）

7-73-2 性能要件

7-73-2-1 視認等による審査

- (1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係）

① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあつては、最高速度15km/h。

- (2) 低速走行時側方照射灯であつて、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係）

① 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

② 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

③ 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものではないこと。

- (3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第3項関係）

① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

7-73-2-2 書面等による審査

- (1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が7-73-2-1(1)①に定める速度以下の速度で走行する場合

において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係）

(2) 低速走行時側方照射灯であって、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が500cd以下であるものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係）

(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第3項関係）

① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

7-73-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。（保安基準第33条の3第3項関係）

(2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。

この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第44条の2第4項関係、細目告示第122条の2第4項関係）

①～④（略）

⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。

ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等にあつては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が15km/h以下の場合
イ（略）

ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/h以下の場合

⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。

⑦～⑧（略）

⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-73-2に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。

(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第5項関係）

①～③（略）

7-78 側方灯

7-78-1～7-78-2（略）

7-78-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第3項関係）

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係）

①～④（略）

- ⑤ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯のうち最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内（セミトレーラにあつては自動車の前端から4,000mm以内、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。

⑥～⑬（略）

- (2) 以降（略）

7-79 側方反射器

7-79-1～7-79-2（略）

7-79-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第5項関係）

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第4項関係、細目告示第126条第 項関係）

①～⑤（略）

- ⑥ 長さ6mを超える自動車（⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。）に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内（セミトレーラにあつては自動車の前端から4,000mm以内、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取付けられていること。

⑦～⑪（略）

- (2)（略）

補助制動灯の装備要件の明確化（7-89）

7-89 補助制動灯

7-89-1 装備要件

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。（保安基準第39条の2第1項）

(1) ～ (2) (略)

(3) 車両総重量3.5t以下の特種用途自動車であって、次のいずれかに掲げるもの

① (1) 又は (2) の自動車の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの

② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの

③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための500kg以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）

④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの

7-89-2 (略)

7-89-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第39条の2第3項関係）

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第57条第2項関係、細目告示第135条第3項関係）

①～② (略)

③ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。

ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から150mmまでの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取付けることができる。

この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。

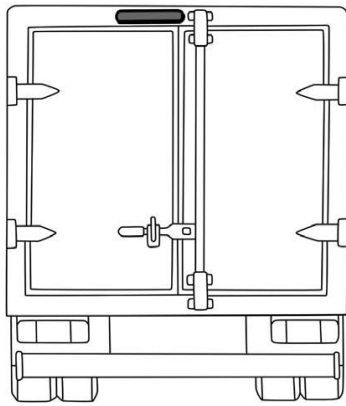
なお、次に掲げるものは、「自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないもの」の例とする。

ア バン型構造の扉を固定する金具により、補助制動灯の照明部の中心を車両中心面上に備えることができないもの

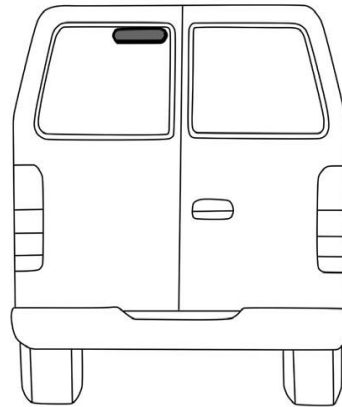
イ 扉の上方に補助制動灯の照明部の中心を備えることができる部分が無く、かつ、扉が開くことで車両中心面附近が分割されるもの

(参考図)

アの例



イの例



④～⑨ (略)

(2) (略)

7-89-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 平成21年12月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が3.5t以下のものについては、7-89-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第43条第3項関係）

① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの

② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの

③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための500kg以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）

④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの

後退時車両直後確認装置の取付要件の改正（7-108）

7-108 後退時車両直後確認装置

7-108-1～7-108-2-2 (略)

7-108-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（細目告示第146条の2第項第3号関係）

①～② (略)

③ カメラ及び画像表示装置又は検知装置を用いるものにあつては、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して作動を開始するも

のであること。

なお、カメラ及び画像表示装置を用いるものにあつては、常時作動する構造であつてもよい。

(2) ～ (3) (略)

高圧ガスの燃料装置の表示の改正 (8-25)

8-25 高圧ガスの燃料装置

8-25-1 性能要件

8-25-1-1 視認等による審査

(1) ～ (4) (略)

(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係）

①～③ (略)

④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車にあつては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）に次の表示を備えること。

[表示]



備考

(1) 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を緑色とする。

(2) 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。

⑤～⑦ (略)

(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係）

①～③ (略)

④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車にあつては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側

面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内に次の表示を備えること。

[表示]



備考

(1) 色彩は、枠線、文字及び記号を緑色、かつ、反射するものとし、地を白色とする。

(2) 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。

⑤～⑦ (略)

並行輸入自動車審査要領の騒音、排出ガス関係の改正 (別添 3)

別添3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領

1. ～5. (略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表 (第14号様式) に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6. 1. (略)

6. 2. 並行輸入自動車届出書 (第1号様式)

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6. 2. 1. ～6. 2. 10. (略)

6. 2. 11. 「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄

原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。

なお、総排気量に変化する構造を有する原動機にあつては、最大のものとする。

①～⑥ (略)

6. 2. 12. ～6. 2. 15. (略)

6. 2. 16. 「騒音防止装置」欄

6. 10. の規定が適用される自動車にあつては、備えている消音器の情報が記載されていること。

6. 2. 17. (略)

6. 3. ～6. 8. (略)

6. 9. 原動機等に関する資料

(1) 内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量 (総排気量に変化するものにあつて

は、その範囲)、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。

(2) 電力により作動する原動機のみを有する自動車にあっては、定格出力が確認できるものであること。

(3) (略)

6. 10. 騒音規制への適合性に関する書面等

[マフラー加速騒音規制]

6. 10. 1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等

平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び6. 10. 2. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。

(1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが確認できるものであること。

この場合において、WVTAラベル又はプレート、㊦マーク又は㊧マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。

ただし、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊦マーク又は㊧マークを撮影した写真の添付を省略することができる。

① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則7-56-2-3 (5) の規定

② 二輪自動車にあっては、本則7-56-14-2-3 (3) の規定

③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則7-56-15-2-3 (3) の規定

(2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあっては、(1)に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。

ただし、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあつては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。

① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則7-56-2-3 (8) ②ウの規定

② 二輪自動車にあっては、本則7-56-14-2-3 (4) ②ウの規定

③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則7-56-15-2-3 (4) ②ウの規定

6. 10. 2. UN R41又はUN R51への適合性に関する書面等

(1) から (3) に規定する製作年月日にかかわらず、6. 2. 14. (2) に基づく記載がされている場合にあつては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。

[UN R41-04 (平成26年騒音規制)]

(1) 平成29年1月1日から令和3年8月31までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-20-2-3 (1) の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。 (少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原

動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

- ① 加速走行騒音試験結果成績表
- ② 技術基準等適合証明書
- ③ COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41-04の記載があるものに限る。）
- ④ WVTAラベル又はプレートを撮影した写真（車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。）
- ⑤ UN R41に基づく認定証（UN R41-04のものに限る。）
- ⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41 に基づく㊦マークを撮影した写真（UN R41-04のものに限る。）

[UN R41-04（平成28年騒音規制）]

(2) 令和3年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-2-3 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。）

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

- ① 加速走行騒音試験結果成績表
- ② 技術基準等適合証明書
- ③ COCペーパー（騒音情報欄において、UN R41-04以降の記載があるものに限る。）
- ④ WVTAラベル又はプレートを撮影した写真（車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。）
- ⑤ UN R41に基づく認定証（UN R41-04以降のものに限る。）
- ⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づく㊦マークを撮影した写真（UN R41-04以降のものに限る。）

※ (3) ～ (5) については49次改正による。

6.10.3. 適合性に関する書面等の取扱い

(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が(2)に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。

ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。

なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。

①～④（略）

(2)（略）

(3) 提出される書面等に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと一致していること。

(4) 排出ガス試験結果成績表が提出された場合にあつては、加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。

ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合に

あつては、この限りでない。

(5) (略)

(6) COC ペーパーは、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。

(7) 認定証は、写しをもって代えることができる。

6. 11. 排出ガス規制への適合性に関する書面

排出ガス規制が適用される自動車について適用する。

6. 11. 1. 適合性に関する書面の種類

次に掲げるいずれかの書面により、本則7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。

(1) 排出ガス試験結果成績表

(2) 排出ガス基準適合証明書

(3) 技術基準等適合証明書 (UN R154に適合することを証するものであつて、複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあつては、「レベル1B」の要件を満足する旨の記載があるものに限る。)

(4) UN R154 に基づく認定証 (複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあつては、「レベル1B」の要件を満足するものに限る。)

6. 11. 2. 適合性に関する書面の取扱い

(1) ～ (3) (略)

(4) 提出される書面に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと一致していること。

(5) 技術基準等適合証明書は、6. 12. 2. に準ずるものとする。

(6) 認定証は、写しをもって代えることができる。

(7) 技術基準等適合証明書又はUN R154に基づく認定証が提出された場合にあつては、自動車製作者が発行した一酸化炭素等発散防止装置に係る構造が確認できる書面が添付されていること。

6. 11. 3. 特種用途自動車における排出ガス規制の適用

特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に適用される排出ガス規制を適用するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。

①～④ (略)

6. 12. ～6. 16. (略)

7. (略)

8. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。

この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものであつて、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。)

及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動

車等を除く。)に相違があるときには、本則4-7にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。

8.1. (略)

8.2. 騒音規制への適合性

8.2.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性

本則7-56において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.1.の書面等との一致が確認できなければならない。

この場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。

8.2.2. UN R41又はUN R51への適合性

本則7-56において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.2.の書面等との一致が確認できなければならない。

また、次に掲げる自動車は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。

① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの（三輪自動車を除く。）にあつては、±10%の範囲

② 二輪自動車にあつては、±20kgの範囲

8.3. 排出ガス規制への適合性

6.11.1.の規定に基づき提出された書面については、次の8.3.1.から8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。

8.3.1. 排出ガス試験結果成績表

(1)～(3) (略)

8.3.2. 排出ガス基準適合証明書

排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のものでなければならない。

8.3.3. 技術基準等適合証明書及びUN R154に基づく認定証

6.11.2.(7)の書面との一致が確認できなければならない。

ただし、自動車の構造上、一酸化炭素等発散防止装置を直接視認することが困難なものに限り、当該装置の確認を省略してもよい。

8.4. (略)

8.5.～8.7. (略)

9. (略)

ワンマンバスの構造要件の車外安全確認装置にモニター装置追加（別添 14、別添 15）

別添14（7-119 関係）

ワンマンバスの構造要件

1. ～2.（略）

3. 構造要件

3. 1. ～3. 6.（略）

3. 7. 車外安全確認装置

(1) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、乗降口附近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法300mm以上×143mm以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡の後写鏡又はモニター装置を備えること。

(2)（略）

3. 8. ～3. 10.（略）

別添15（7-119 関係）

ワンマンバスの構造要件（平成24 年6 月30 以前に製作された自動車に適用）

1. ～2.（略）

3. 構造要件

3. 1. ～3. 6.（略）

3. 7. 車外安全確認装置

(1) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバス（乗車定員30 人以上のワンマンバスにあっては後乗り前降り方式のものに限る。）には、乗降口附近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法300mm以上×143mm以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡の後写鏡又はモニター装置を備えること。

(2)（略）

3. 8. ～3. 10.（略）

—審査事務規程第 47 次改正— (抜粋) 令和 4 年 12 月 26 日

キャッシュレス化に伴う審査手数料等の取扱いの明確化 (4-6)

4-6 審査の開始

4-6-1 審査の依頼 (略)

4-6-2 審査手数料の納付

手数料令により審査手数料の納付が必要とされた自動車について、有効な自動車審査証紙を貼付した自動車検査票若しくは手数料納付書の提出があった場合又はクレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合には、審査手数料の納付があったものとして審査を行うものとする。

この場合において、4-6-4 (3) の規定により運輸支局等が消印した自動車審査証紙は、有効な自動車審査証紙とみなすものとする。

4-6-3 審査依頼があった自動車の審査 (略)

4-6-4 自動車審査証紙等の消印

(1) (略)

(2) 運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合にあっては、自動車検査に係る自動車検査登録印紙についても (1) の方法に準じ、自動車審査証紙と同時に消印を行うものとする。

ただし、クレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合にあっては、この限りでない。

—審査事務規程第 48 次改正— (抜粋) 令和 5 年 2 月 16 日

指定自動車等の認証関係の改正

用語の定義の改正(1-3)

1-3 用語の定義

運転支援プロジェクト

細目告示別添52 別紙14 に規定する条件により路面に描画される図柄、記号又はその両方をいう。

電動駐車制動装置

UN R13-12の5.2.1.26. の適用を受ける制動装置をいう。

福祉タクシー車両

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第2条第1項第14号に規定する福祉タクシー車両をいう。

補助的に備える走行用前照灯

二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える走行用前照灯に対し、その性能を補うことを目的として任意に備えられた別の走行用前照灯であって、それぞれがUN R98、UN R112又はUN R149のいずれかに定める基準に適合するよう製作されたものをいう。

衝突被害軽減制動制御装置の改正(7-20)

7-20 衝突被害軽減制動制御装置

7-20-1 装備要件

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5 tを超えるものの制動装置には、7-20-2-2 (1) に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

この場合において、液体の圧力により作動する主制動装置を備える車両総重量8t以下の自動車にあつては、7-20-2-2 (2) に定める衝突被害軽減制動制御装置であってもよい。

ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（細目告示第15条第7項、細目告示第93条第8項、適用関係告示第9条第44項関係）

①～④（略）

- (2)（略）

7-20-2 性能要件

7-20-2-1（略）

7-20-2-2 書面等による審査

衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第

8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)

- (1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02の5.及び6.に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあつては、この限りでない。

この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

①～③ (略)

- (2) 7-20-1 (1) 後段及び7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

①～③ (略)

7-20-3 (略)

運転者席の改正(7-41)

7-41 運転者席

7-41-1 性能要件 (視認等による審査)

自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第21条関係)

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第105条第1項第1号関係)

- ① 運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m 直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

ア～エ (略)

(参考図) (略)

②～③ (略)

- (2) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影(窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。)を含む運転視野を妨げるものがあつてはならない。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1)③エ(イ)に限る。)及びオの状態とする。(細目告示第105条第1項第2号関係)

① Aピラー

② 室外アンテナ

③ ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。)

④ 側面ガラス分割バー

⑤ 後写鏡(特種用途自動車(路上試験車及び教習車に限る。))及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。)

⑥ 後方等確認装置

⑦ 窓ふき器

⑧ 固定型及び可動型のベント

⑨ 窓ガラス面への光学的な運転支援情報の投影

⑩ 7-55-1-1(1)に掲げるもの

(3) (1)に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であつてアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板(運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。)を備えているものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第105条第1項第3号関係)

ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。

① サンバイザ

② 後写鏡及び後方等確認装置

③ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器

④ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯

⑤ 7-55-1-1(1)⑧に規定するもの

⑥ 運転に必要な情報を表示するためのもの

(4) 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。

この場合において、次に掲げる運転者席であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第105条第1項第4号関係)

① 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であつて、保護棒又は隔壁を有するもの

② 貨物自動車の運転者席であつて、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。

この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であつて、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。

③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの

(5) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)から(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第105条第2項関係)

①～③ (略)

窓ガラス貼付物等の改正(7-55)

7-55 窓ガラス貼付物等

7-55-1 性能要件

7-55-1-1 視認等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-54-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係)

①～⑦ (略)

⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものにあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。

(ア)～(ウ) (略)

イ ア以外の自動車にあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。

(ア)～(ウ) (略)

⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであつて次に掲げる要件を満足するもの。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のものの前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

(ア) ~ (イ) (略)

イ ア以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。

⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のものに備える場合にあつては、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件に適合するものであること。

(ア) ~ (イ) (略)

イ ア以外の自動車に備える場合にあつては、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件に適合するものであること。

(ア) ~ (イ) (略)

⑪~⑬ (略)

⑭ UN R125-02-S1の5.1.3.に適合したもの

⑮ ①から⑭までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

(2) ~ (3) (略)

7-55-1-2 以降 (略)

前照灯等に係る改正(7-65, 7-66, 7-67, 7-69, 7-70, 7-96)

7-65 走行用前照灯

7-65-1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等がUN R149-01の4.及び5.3.又はUN R123-02(当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。)の6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第23項関係)

7-65-2 (略)

7-65-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd未満のものにあつては①及び⑬、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び9-8(1)②)に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係)

① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)及び最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二

輪自動車を除く。)にあつては1個、2個又は4個であること。この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあつては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。

また、補助的に備える走行用前照灯の数は、2個であること。

②～⑬ (略)

(2) (略)

7-66 すれ違い用前照灯

7-66-1～7-66-2 (略)

7-66-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係)

①～⑪ (略)

⑫ 二輪自動車に備える走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。

ただし、昼間走行灯が点灯している場合にあつてはこの限りでない。

⑬～⑮ (略)

(2) (略)

7-66-4 (略)

7-67 配光可変型前照灯

7-67-1 装備要件

自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。(保安基準第32条第7項関係)

7-67-2 性能要件

7-67-2-1～7-67-2-2 (略)

7-67-2-3 書面等による審査

(1) (略)

(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01の4.及び5.3. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5.及び4.12.を除く。)又はUN R123-02(当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5.(5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。

この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止

措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01の5.3.にかかわらず6.及びUN R123-02の6.にかかわらず9.2.に適合すればよいものとする。

ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02の5.3.1.は適用しない。（細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第23項関係）

(3) (略)

7-67-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S3の5. (5.17.を除く)及び6.並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係）

①～② (略)

③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり1個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。

ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはすれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯する構造であればよい。

④ 走行用ビームを発する格納式灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）が4個備えられた自動車にあつては、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。

⑤ (略)

⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも1組がその見かけの表面の上縁の位置が地上から1,200mm以下であり、かつ、下縁の位置が地上から500mm以上となるように取付けられていること。

⑦ 配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）に補助灯火ユニットを備える場合には、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に140mm以下（図中のEによる。）及び鉛直方向に400mm以下（図中のDによる。）の位置に配置されていること。

この場合において、2つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に200mm以下（図中のCによる。）の位置であればよいものとする。

⑧ ⑦に規定する補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、

地上から250mm以上（図中のFによる。）、1,200mm以下（図中のGによる。）の位置に配置されていること。

⑨ すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に400mm以下（図中のAによる。）の位置にあること。

⑩ 灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の基準軸の方向の見かけの表面の内端の距離は、600mm以上（図中のBによる。）であること。

また、全幅が1.3m未満である場合にあっては、400mm以上であること。

ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t未満であるもの並びにこれらの形状に類するものにあつてはこの限りではない。

⑪～⑬（略）

⑭ 配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。

この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。

⑮ 配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあつては、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

（図）配光可変型前照灯の取付要件（二輪自動車を除く。）

（略）

(2) （略）

7-69 前照灯洗浄器

7-69-1 装備要件

(1) 次に掲げる配光可変型前照灯であつて、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた当該灯火ユニットについて2,000lmを超えるものには、前照灯洗浄器を備えなければならない。ただし、二輪自動車に備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第32条第11項関係、細目告示第42条第11項関係、細目告示第120条第15項関係）

①～③（略）

(2) （略）

7-69-2～7-69-3（略）

7-70 前部霧灯

7-70-1（略）

7-70-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第33条第2項関係、細目告示第43条第1項関係、細目告示第121条第1項関係）

① 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する全てが同一であること。

②～③（略）

(2)（略）

7-96 その他の灯火等の制限

7-96-1 装備要件

自動車には、7-65から7-95までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。

なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係）

(1) ～ (4)

(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項）

①（略）

② 配光可変型前照灯 （運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。）

③～⑤（略）

(6) ～ (12)（略）

7-96-2～7-96-4（略）

昼間走行灯に係る改正(7-76)

7-76 昼間走行灯

7-76-1 装備要件

自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第34条の3第1項）

なお、二輪自動車以外の自動車に昼間走行灯を備える場合にあっては、7-66-3 (1) ⑭又は7-67-3 (1) ⑰（従前規定を適用する場合は7-66-13-3 (1) ⑭又は7-67-8-3 (1) ⑰）の規定に適合するものであること。

7-76-2（略）

7-76-3 取付要件

7-76-3-1 視認等による審査

(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

ならない。

この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の第3項関係）

①～⑤（略）

⑥ 前面が左右対称である自動車（二輪自動車を除く。）に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。

⑦～⑬（略）

(2)（略）

7-76-3-2（略）

方向指示器に係る改正(7-91)

7-91 方向指示器

7-91-1～7-91-2（略）

7-91-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第41条第3項、細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第3項関係）

①～③（略）

④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）に1個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に1個ずつ又は両側面に3個ずつ方向指示器を備えること。ただし、両側面（前部を除く。）に備える方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ3個以上備える構造とすることができる。

⑤（略）

⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように方向指示器を備えるほか、牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。

⑦（略）

(2)～(3)（略）

7-91-4～7-91-17（略）

自動運行装置の改正(7-113)

7-113 自動運行装置

7-113-1（略）

7-113-2 性能要件

7-113-2-1～7-113-2-2 (略)

7-113-2-3 書面等による審査

(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条第2項、細目告示第72条の2、第150条の2 関係)

① 自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること。

この場合において、交通上のリスク最小化制御の作動中にあつては、この規定は適用しない。

② 運転者又は自動運行装置の作動状態を監視する者(以下7-113-2-3において「運転者等」という。)の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動を開始するものであり、かつ、運転者等の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。

③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、当該条件を満たさなくなる前に、車両を停止させることができるものであること。

④ 自動運行装置の作動中であつても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者(以下7-113-2-3において「運転者」という。)を要する自動運行装置を備える自動車にあつては、③の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであればよい。

この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

⑤ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合にあつては、車両を停止させることができるものであること。

⑥ ④に掲げる自動車にあつては、⑤の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、④の警報を発するものであればよい。

この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

⑦ ④に掲げる自動車にあつては、走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が④又は⑥の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。

⑧ ③又は⑤の場合において、急激な天候の悪化、自動運行装置の急激かつ重大な損傷その他の予測することができないやむを得ない事由により、それぞれの規定に基づいて車両を停止させることができない場合には、それぞれの規定にかかわらず、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。

⑨ ④の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、④及び⑦の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、④の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。

この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。

⑩ 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は④若しくは⑥の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

⑪ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者等の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑦、⑧及び⑨の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。

⑫ 次に掲げる場合において、自動運行装置が作動を開始しないものであること。

ア～イ（略）

⑬ 自動運行装置の作動状態（自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。）を運転者等に表示するものであること。

また、当該表示は運転者等が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。

この場合において、③及び④の自動運行装置の両方を備える自動車にあつては、当該表示が③又は④のいずれの作動中であることを容易に確認及び判別できるものであること。

また、運転者等が車内に存在しない場合にあつては、運転者等に作動状態を表示するために必要な信号を発するものであればよい。

⑭ ④に掲げる自動車にあつては、自動運行装置の作動中、運転者が④の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。

また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。

⑮ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

ただし、運転者等が車内に存在しない場合にあつては、運転者等に視覚的に警報するために必要な信号を発するものであればよい。

⑯（略）

⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01の5.、6.及び7.に適合するものであること。

この場合において、UN R157-01の5.、6.及び7.に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。

⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01の8.

(8.4.1.を除く。)及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。

ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.17.まで」とあるのは、「UN R157-01 の8.3.」と読み替えるものとする。

イ (略)

(2) (略)

二輪自動車に配光可変型前照灯の備付け可能になったことに伴うテストによる審査対象への追加
(9-10)

9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)

(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① (略)

② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、前照灯試験機 (すれ違い用) を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア (略)

イ 計測値の判定

(ア) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯 (すれ違い用) のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	(略)	(略)

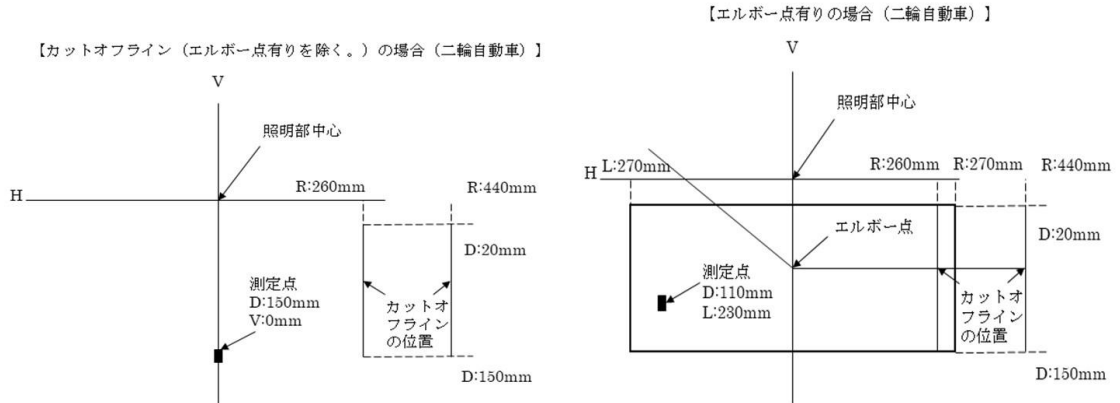
(参考図) (略)

(イ) 二輪自動車に備える配光可変型前照灯 (すれ違い用) のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
二輪自動車	カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方	・エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.86° [150mm] の平面

<p>1. <u>1.50° [260mm] 及び右方2.50° [440mm] の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm] 及び下方0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内にあること。</u></p> <p><u>ただし、エルボ一点を有するものにあつては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボ一点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.11° [20mm] 及び下方0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。</u></p> <p><u>※ [] 内は前方10mの位置における値</u></p>	<p><u>と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1灯につき3,200cd以上であること。</u></p> <p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.53° [90mm] 及び下方1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.00° [180mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき3,200cd 以上であればよい。</u></p> <p><u>・エルボ一点を有するすれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1灯につき3,200cd以上であること。</u></p> <p><u>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27° [50mm] 及び下方0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用ビームの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30° [50mm] 及び左方2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において1灯につき3,200cd以上であればよい。</u></p> <p><u>※ [] 内は前方10mの位置における値</u></p>
--	---

(参考図) 二輪自動車のすれ違い用ビームの判定値



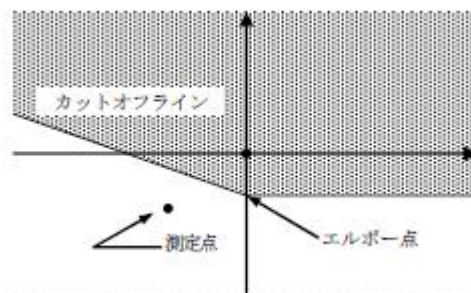
③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて②ア（エ）にあつては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア 二輪自動車以外の自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

(ア) すれ違い用ビームを前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

(イ) ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例



イ 二輪自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる(ア)又は(イ)及び(ウ)の要件を満たすもの。

(ア) 走行用ビームが9-8に適合するもの。（この場合において、9-8中「走行用前照灯」を「走行用ビーム」と読み替えるものとする。以下、③イにおいて同じ。）

(イ) すれ違い用ビームをスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。

(ウ) ②イ(イ)に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。

この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合し

ているものとみなす。

a 9-8により計測した際に、走行用ビームの最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの

並行輸入自動車審査要領の騒音関係の改正（別添3）

別添3（4-14 関係）

並行輸入自動車審査要領

1. ～5.（略）

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第14号様式）に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6.1. ～6.9.（略）

6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等

6.10.1.（略）

6.10.2. UN R41又はUN R51への適合性に関する書面等

(1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあつては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。

(1) ～ (2)（略）

[UN R41-05（平成28年騒音規制）]

(3) 令和6年9月1日以降に製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-2-3 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあつては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。）

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

① 加速走行騒音試験結果成績表

② 技術基準等適合証明書

③ COCペーパー（騒音情報欄において、UN R41-05以降の記載があるものに限る。）

④ UN R41に基づく認定証（UN R41-05以降のものに限る。）

⑤ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づく®マークを撮影した写真（UN R41-05以降のものに限る。）

[UN R51-03 フェーズ2（平成28年騒音規制）]

(4) 令和5年4月1日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあつては令和5年9月1日）から令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和9年10月7日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動

車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-21-2-3 (1) ①の規定 (規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

①～④ (略)

[UN R51-03 フェーズ3 (平成28年騒音規制)]

(5) 令和8年10月8日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては令和9年10月8日) 以降に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-2-3 (1) ②の規定 (規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

① 加速走行騒音試験結果成績表

② 技術基準等適合証明書

③ UN R51に基づく認定証 (UN R51-03以降のものに限る。)

④ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51に基づく㊦マークを撮影した写真及びCOCペーパー (UN R51-03以降のものに限る。)

[共通事項]

(6) (1) から (5) のいずれかの適用される規定により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。

(7) (略)

6.10.3. ～7. (略)

8. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。

この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものであつて、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。) 及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。) に相違があるときには、本則4-7にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。

8.1. ～8.2. (略)

8.3. 排出ガス規制への適合性

6.11.1.の規定に基づき提出された書面については、次の8.3.1.から8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。

8.3.1. 排出ガス試験結果成績表

(1) (略)

(2) JE05測定モード、WHTC測定モード及び二輪自動車等WMTCモード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する本則7-58-1-2 (2) の表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10kgを乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。

なお、車両重量を1回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に10kgを乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。また、二輪自動車等のうちWMTCモードにより排出ガス試験を実施したものにあっては、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量と算出した車両重量との差が、+10kg以内又は-20kg以内であるときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。

(3) JE05 測定モード及びWHTC測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、次のいずれかに適合するものでなければならない。

①～② (略)

8.3.2. ～9. (略)

—審査事務規程第 50 次改正— (抜粋) 令和 5 年 6 月 5 日

指定自動車等の認証関係の改正

1. 整備事業者向け研修資料 (OBD検査の概要)

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

0

1. OBD検査とは

Point

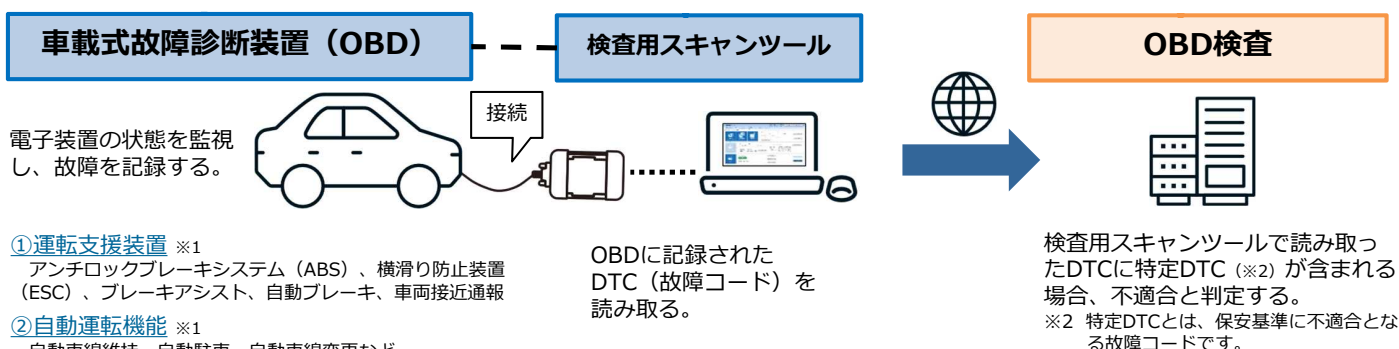
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



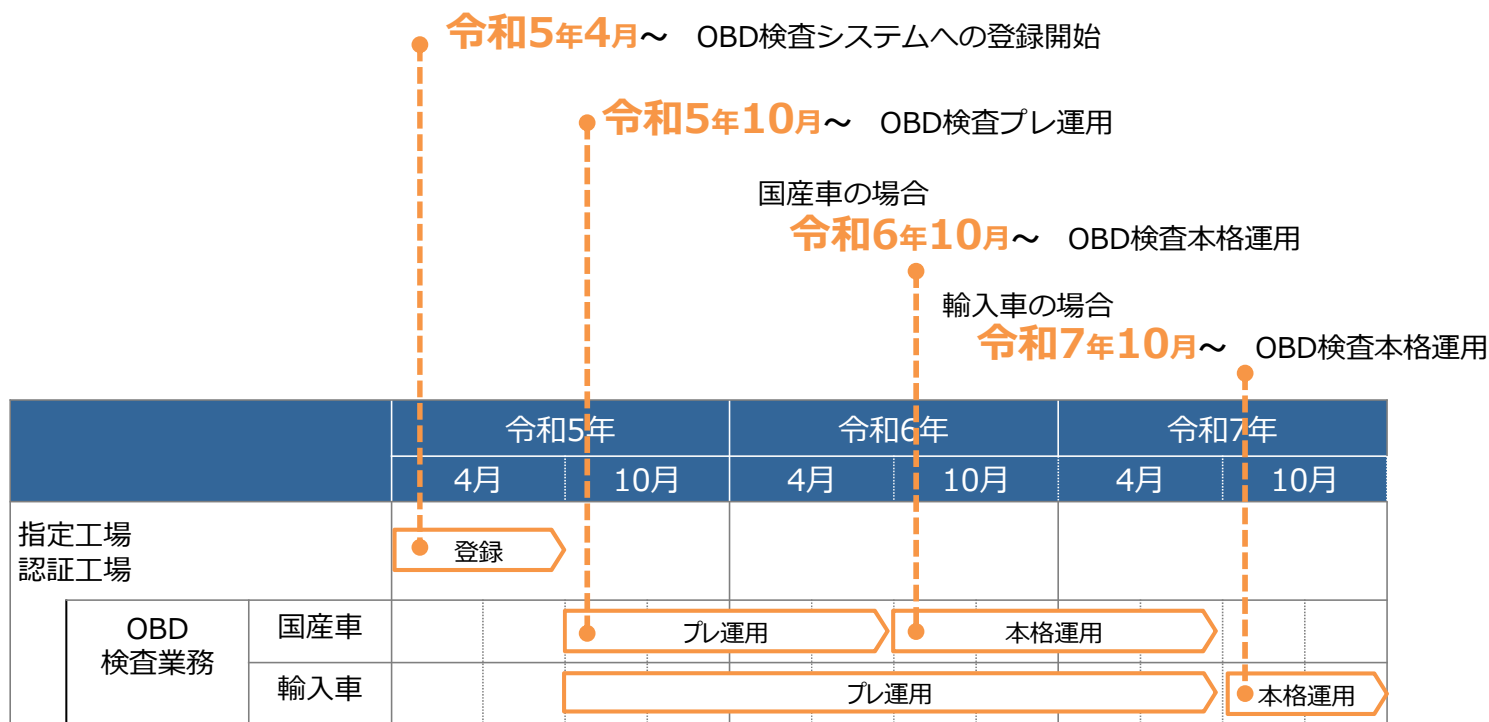
※1 保安基準に規定があるものに限る。

-61- 対象車両

・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

3. OBD検査導入背景の紹介

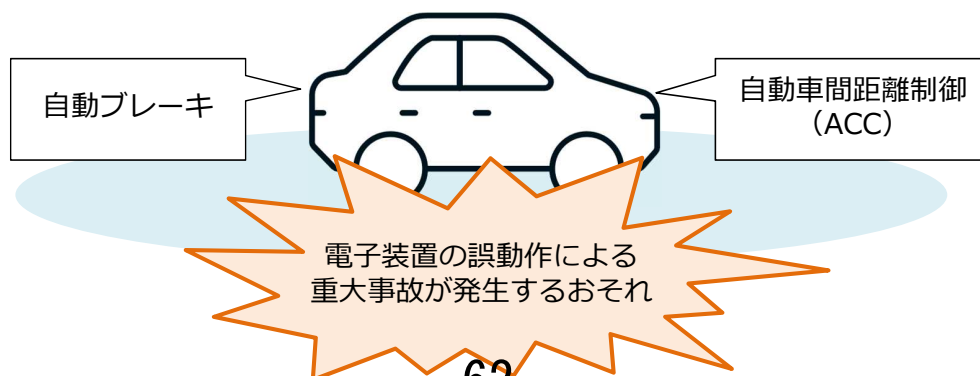
Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤動作が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。

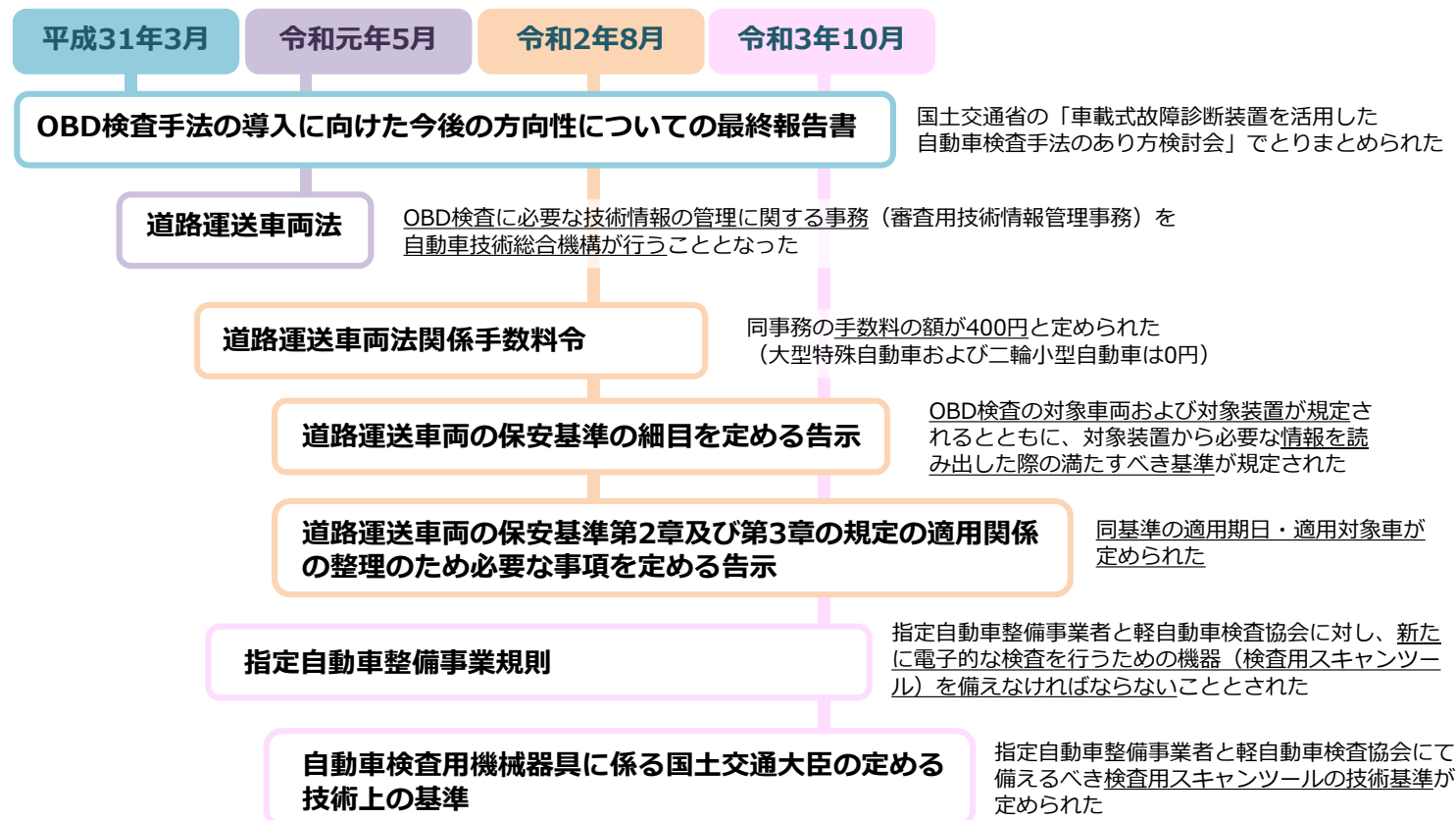


4. 関係法令の紹介

Point

OBD検査の導入にあたり関係法令が改正

OBD検査の導入に向けて、以下のように法令が改正されました。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4

5. OBD検査システムの紹介

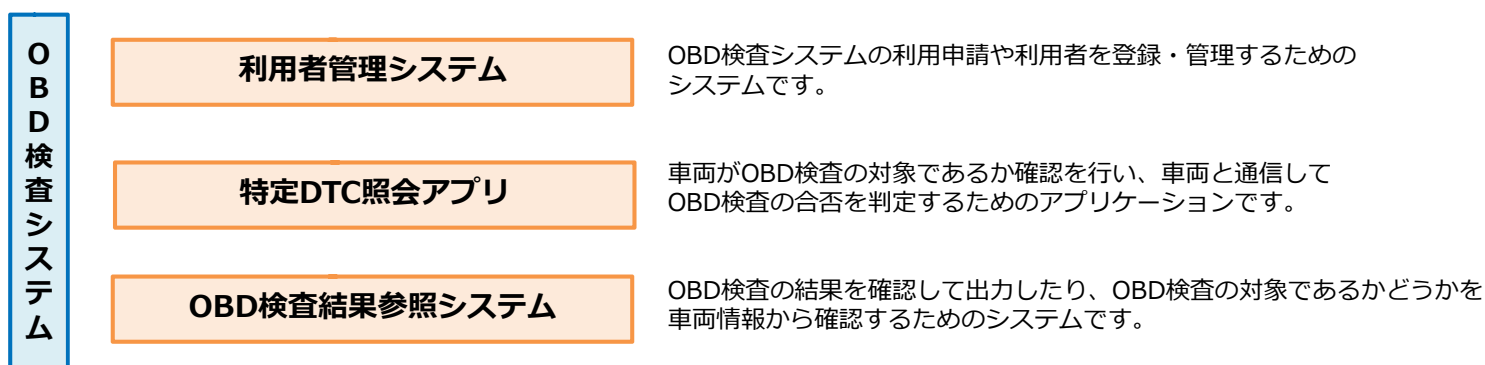
Point

OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

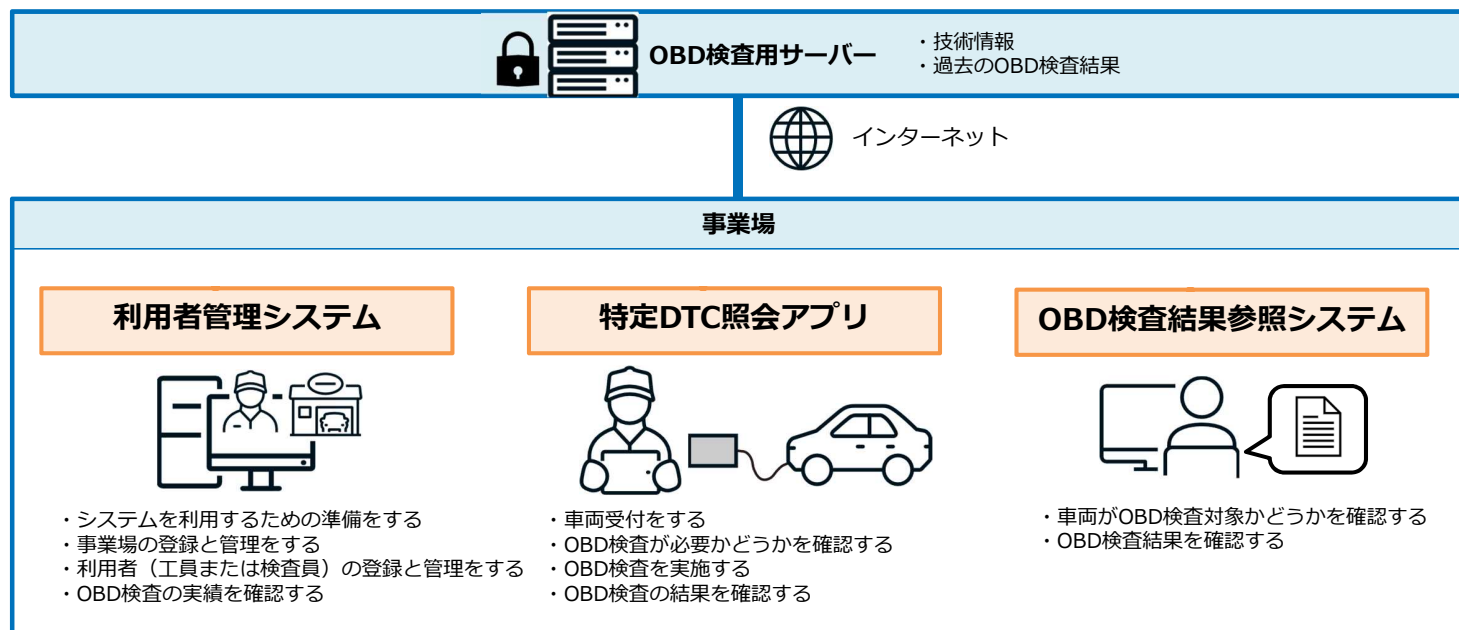
OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。



自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



6. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

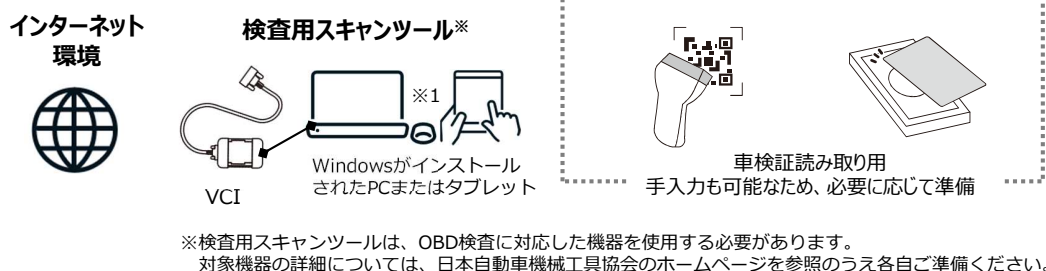
通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD検査業務	国産車	プレ運用	本格運用			
	輸入車		プレ運用		本格運用	

令和5年4月～
利用者管理システム/OBD検査結果参照システムに必要なもの



令和5年10月～
特定DTC照会アプリに必要なもの



※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ/利用者管理システム/OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

7. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

車検証



備考
OBD検査対象車

電子車検証



備考
OBD検査対象

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8

8. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

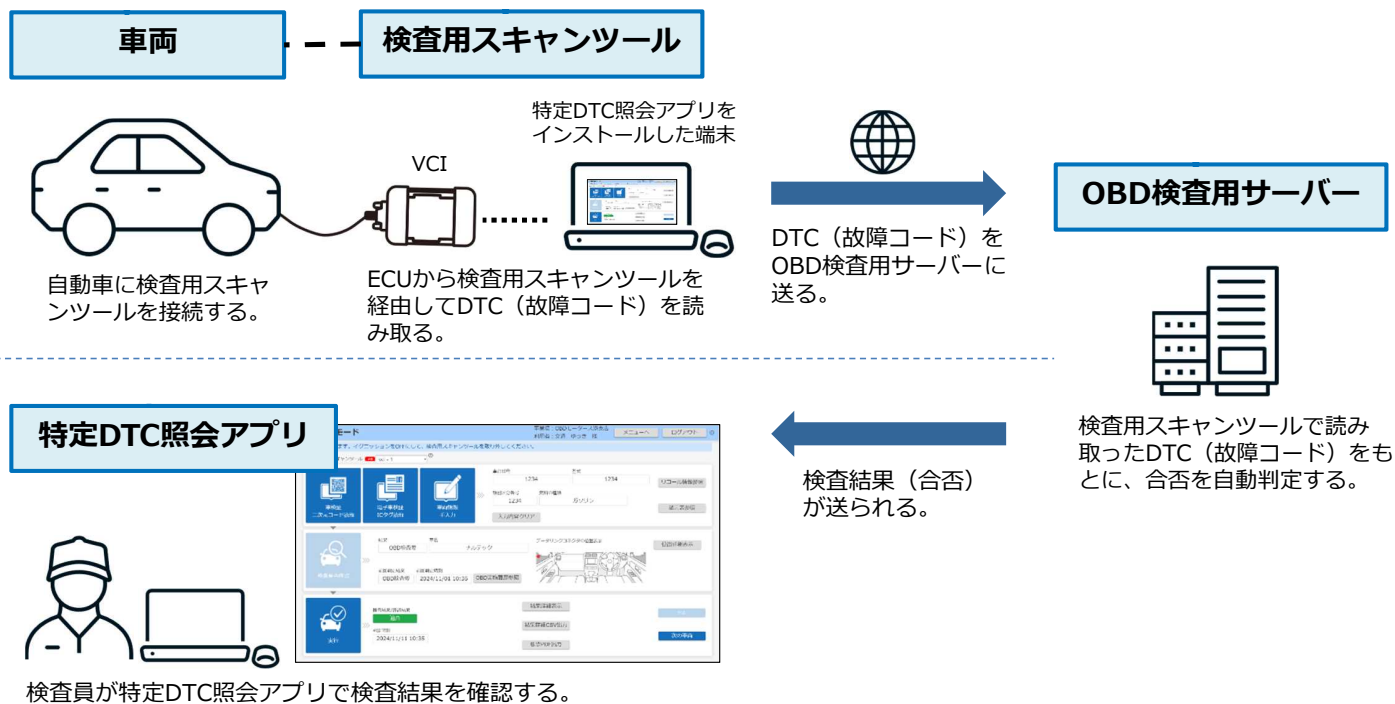
検査結果
確認

9. OBD検査の実施概要

Point

DTC（故障コード）を読み取り、
サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

10

2. 整備事業者向け研修資料 (利用者管理システム操作方法)

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

12

1. 利用者管理システムの機能概要

Point

OBD検査を行う事業場や利用者を登録・管理

利用者管理システムは、事業場の管理責任者または統括管理責任者が、事業場の工員や検査員が特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムを利用してOBD検査を実施する環境を準備するためのシステムです。また、OBD検査開始後、必要に応じて、OBD検査システムを利用する事業場および利用者（工員または検査員）の情報を適切に管理する必要があります。管理責任者または統括管理責任者は、事業場や利用者の追加・変更などの情報管理ができます。

利用者管理システムでは以下の業務を行うことができます。

- OBD検査業務開始前：OBG検査の事前準備として、事業場や利用者の登録
- OBD検査業務開始後：OBG検査を行う事業場や利用者情報の管理、利用端末の追加、検査実績の確認

OBG検査の事前準備の流れ



事業場・利用者の情報管理

※必要に応じて、随時行います。



2. 利用者管理システムの利用者・利用組織、運営組織の紹介

Point

複数の組織が利用者管理システムを利用してOBD検査業務を実施

整備事業場

利用者管理システムを利用して、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムの利用者の登録、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムを利用する事業場や利用者の管理を行います。

●整備事業場



統括管理責任者
管理責任者

利用者管理システム

- ・事業場 ID の申請
- ・事業場情報の登録、追加、変更
- ・グループへの事業場追加
- ・グループ情報の一括更新
- ・事業場情報の確認
- ・特定 DTC 照会アプリの利用者の登録、追加、削除、一括更新
- ・特定 DTC 照会アプリのダウンロード、インストール
- ・OBD 検査の実績確認 など

OBD情報・技術センター／運用管理センター

利用者管理システムを利用して、事業場からの利用申請の確認、事業場IDの有効化やクライアント証明書招待コードの発行作業等の業務を行います。

●OBD 情報・技術センター



担当者

利用者管理システム

- ・整備事業者からの申請の承認や状況確認

●運用管理センター



運用SE

利用者管理システム

- ・整備事業者からの申請の承認や状況確認
- ・クライアント証明書招待コードの発行

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

14

3. OBD検査システム導入までのフロー

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。

利用者管理システムへの接続方法

- ・ブラウザで以下のURLを入力してアクセスする
<https://www.epti-mng.naltec.go.jp>
- ・OBD検査ポータルからアクセスする
<https://www.obd.naltec.go.jp/>



システムを利用するまでの準備をする



4. 事業場ID申請

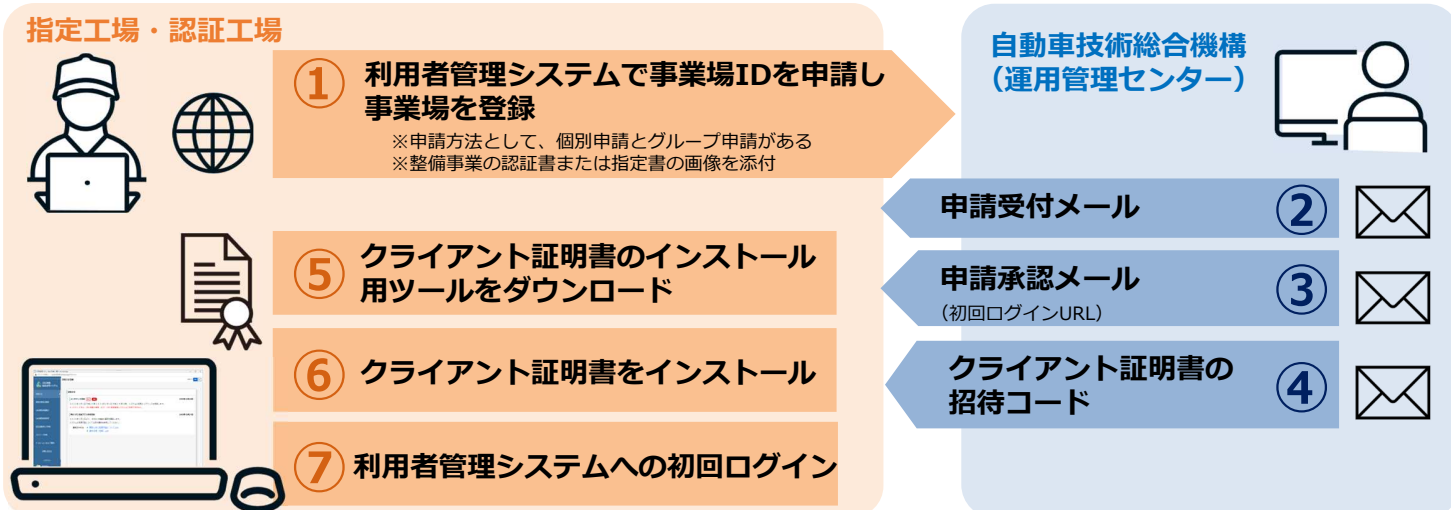
Point

利用者管理システムにログインするには事業場IDを申請しクライアント証明書をインストールする必要がある

OB検査システムを利用するには、事業場IDの利用申請が必要です。

指定・認証工場が事業場IDを申請する場合は、利用者管理システムでメールアドレス等の事業場情報を登録します。事業場ID申請が完了した後、運用管理センターから申請者宛に、申請完了およびクライアント証明書の招待コードのメールを送付します。申請者は、送付されたメールに従い、クライアント証明書をインストールした後、利用者管理システムに初回ログインします。

システムの初回ログインまでの流れ



▶ ログイン後は利用者登録やアプリダウンロード等が行えます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

16

5. 導入にあたって必要なもの

Point

導入には、各種書類データや端末、インターネット接続環境などの準備が必要

利用者管理システムを利用してOB検査業務を行うには、事前に以下のものがが必要です。

書類（電子データ）

- 個別申請の場合
新たに申請しようとする事業場に対して以下の書面が必要です。
指定工場：指定書の写し（電子データ）
認証工場：認証書の写し（電子データ）
- グループ申請の場合
これからグループに所属する事業場の種別および事業場IDの保有状況に応じて、以下の書類が必要です。
指定工場：すでに事業場IDを発行している場合 → 同意書の写し（電子データ）
事業場IDを新たに申請する場合 → 指定書の写し（電子データ）と同意書※の写し（電子データ）
認証工場：すでに事業場IDを発行している場合 → 同意書の写し（電子データ）
事業場IDを新たに申請する場合 → 認証書の写し（電子データ）と同意書※の写し（電子データ）

利用者管理システムを利用する端末

WindowsがインストールされたPC

特定DTC照会アプリをインストールする端末

WindowsがインストールされたPCまたはタブレット

対象ブラウザ「Microsoft Edge」または「Google Chrome」

インターネット接続環境

管理者のメールアドレス

※ 同意書とは、グループに所属する事業場が統括管理責任者にOB検査に関する管理権限が委任されていることを証明するための書類です。

-69-

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

17

6. 事業場IDを申請する

Point

利用者管理システムで事業場IDを申請

事業場IDをシステム申請する場合に、利用者管理システムで事業場IDを個別申請またはグループ申請します。

個別申請の場合

URLを入力してシステムにアクセスする

ブラウザのアドレスバーにURLを入力し、「Enter」キーを押します。



本システムのURLは、
<https://www.epti-mng.naltec.go.jp>です。

「事業場ID申請」を押す

利用者管理システム

ユーザーIDをすでにをお持ちの方

ユーザーID: 必須

パスワード: 必須

パスワードを表示する

[ログインできない方はこちら](#)

はじめてご利用される方

利用管理システムをはじめてご利用される方は左のボタンから事業場の新規登録を行ってください。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

18

「申請種別」で「個別申請」を選択する

利用者管理システム お問い合わせ

事業場ID申請 文字サイズ

事業場IDを申請する事業場の内容を入力の上、確認ボタンを押下してください。

申請種別 個別申請 グループ申請

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

メールアドレス: 必須 半角で入力してください。

管理責任者名: 必須

事業場の名称: 必須

事業場の略称: 略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。

事業場の所在地: 必須

事業場の電話番号: 必須

管轄運輸支局: 必須

指定番号: 必須 全角で入力してください。

指定書の写し: 必須 ファイルを選択してください

NALTEC 独立行政法人
自動車技術総合機構

「事業場種別」で登録する事業場の種別を選択し、事業場情報を入力する

事業場種別

項目	内容
指定工場 (OBD検査実施可)	OBD検査を実施する指定工場です。
指定工場 (OBD検査実施不可)	OBD検査を実施しない指定工場です。(OBD確認のみを実施する場合)
認証工場	指定を受けていない認証工場です。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

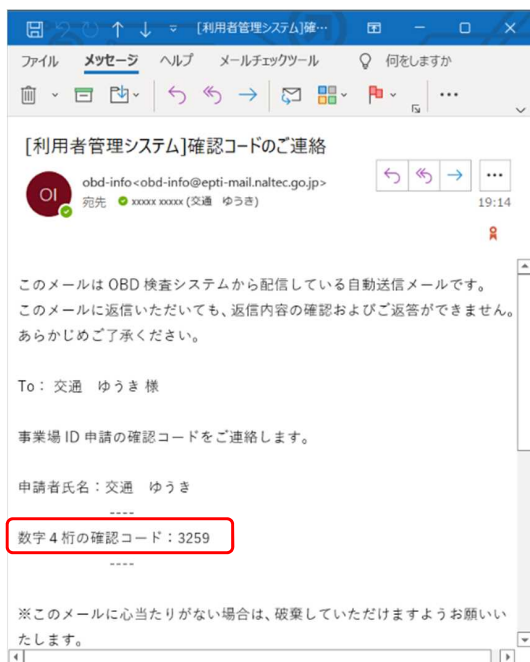
20

入力した内容を確認し、「確認」を押す



入力したメールアドレス宛に、確認コードが記載されたメールが送信されます。
メールが届くまでに1分程度を要します。その間画面を閉じないでください。

《確認コード》画面を開いたまま、受信したメールを確認する



メールに記載されている数字4桁の確認コードを入力し、「OK」を押す



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

22

申請内容を確認し、「申請」を押す

利用者管理システム お問い合わせ

事業場ID申請確認 文字サイズ 標準 拡大

申請内容に間違いがないことを確認のうえ、申請ボタンを押下してください。

申請種別 個別申請 グループ申請

事業場種別 指定工場 (OBD検査実施可) 指定工場 (OBD検査実施不可) 認証工場

事業場情報

メールアドレス: user2@example.com

管理責任者名: 交通 ゆうき

事業場の名称: OBDモータース港支店

事業場の略称: OBDモータース港

事業場の所在地: 神奈川県川崎市○○区○○町

事業場の電話番号: 00-0000-0001

管轄運輸支局: 関東運輸局 神奈川運輸支局

指定番号: 999999

指定書の写し: siteisyo-2024_42.pdf

戻る

NALTTEC 独立行政法人
自動車技術総合機構



申請受付メールが申請者に送信されます。後日、事業場ID申請結果とクライアント証明書用招待コードがメールで届きます。

7. クライアント証明書をインストールする

Point

利用者管理システムを利用するにはOBD検査システム専用のクライアント証明書のインストールが必要

これ以降の作業は、事業場IDの申請方法に関わらず、必要な作業となります。

クライアント証明書とは

システムやアプリを利用するには、1つのWindowsアカウントにつき、1つのOBD検査システム専用のクライアント証明書をインストールする必要があります。外部アプリSoliton KeyManagerを利用して、システムやアプリを利用する端末（WindowsがインストールされたPCまたはタブレット）にクライアント証明書をインストールしてください。

クライアント証明書のインストールには、事業場IDの申請が完了した際に送付されたメールに記載されている招待コードとユーザーIDが必要です。

Soliton KeyManagerをインストールする**クライアント証明書をインストールする**

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

24

Soliton KeyManagerをインストールする

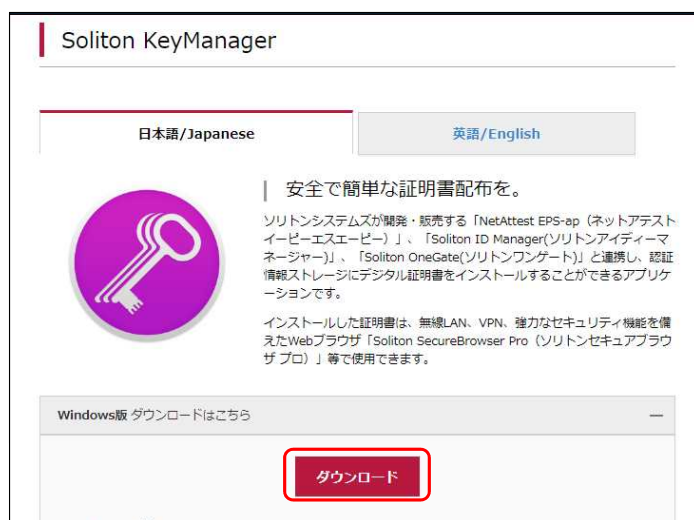
クライアント証明書をインストールするための外部アプリSoliton KeyManagerをダウンロードして、本システムを利用する端末にインストールします。

WebブラウザでURLにアクセスする

ブラウザのアドレスバーにURLを入力し、「Enter」キーを押します。



URLは
https://www.soliton.co.jp/download/ssx_download.html
です。

Soliton KeyManagerの「Windows版ダウンロードはこちら」の「+」を押して開き、「ダウンロード」を押す

クライアント証明書をインストールする

Soliton KeyManagerを起動して、クライアント証明書をインストールします。

※Soliton KeyManagerの操作に困ったときは、OBD検査ポータルサイトのチャットボットからお問い合わせください。

操作を始める前に、ユーザー情報の登録依頼をした後に運用管理センターから送付されたメールに記載されている招待コードとユーザーID、ホスト名を準備してください。

クライアント証明書申請招待メール

obd-info <obd-info@epti-mail.naltec.go.jp>
宛先 ○ XXXXX XXXXXXX(交通 ゆうき)

以下のユーザに招待コードを発行しました。
Soliton KeyManagerにて以下情報を入力し証明書申請を行って下さい。

ユーザID : ***ser001

招待コード : ***KJE

※招待コードの有効期限は「2023-01-08 01:27:10 JST」となります。

ホスト名 : www.epti-cert1.naltec.go.jp

※メールの内容は実物と異なる場合があります。

デスクトップの「Soliton KeyManager」アイコンを実行する



Soliton KeyManagerが起動します。

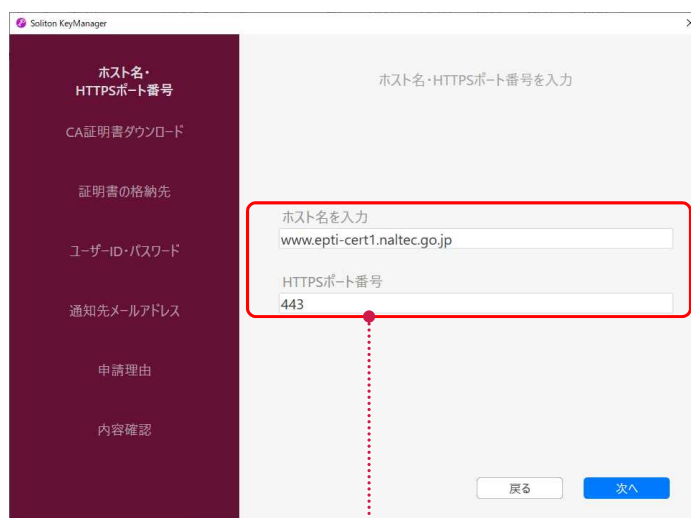
Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

26

「申請開始」を押す



ホスト名とHTTPSポート番号を入力し、「次へ」を押す



ホスト名 :
メールに記載されているホスト名を入力
ポート番号 :
443 (デフォルトで入力されている場合、入力を変更する必要はありません。)

「ユーザー」を押す

Soliton KeyManager

証明書の特約先を選択

ユーザー

コンピューター

戻る

現在ログイン中のユーザーの証明書ストアにクライアント証明書が格納されます。

「ユーザーID」、「パスワード」を入力し、「次へ」を押す

Soliton KeyManager

ユーザーID・パスワードを入力

ユーザーID
testuser001

パスワード
●●●●●●●●

戻る

次へ

運用管理センターから送付されたメールに記載されているユーザーIDとパスワード（パスワードはユーザーIDと同じ）を入力します。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

28

招待コードを入力し、「次へ」を押す

Soliton KeyManager

招待コードを入力

招待コード
XY8X90

戻る

次へ

「利用手続きを始める」を押す

Soliton KeyManager

承認が完了しました。

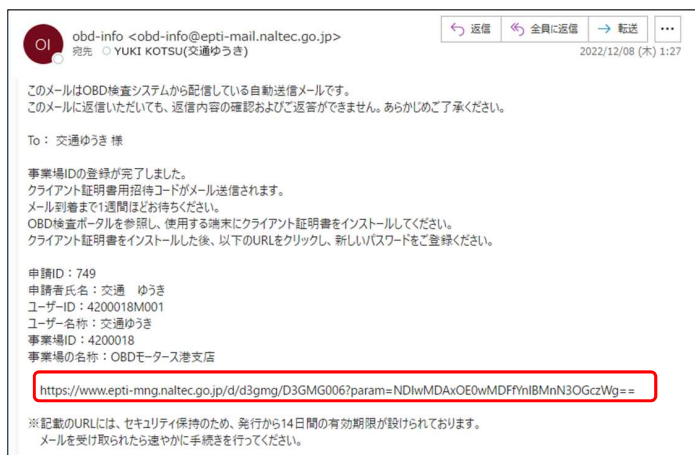
利用手続きを始める

8. ログインとログアウト

※複数の作業者が同じ端末でOBD検査業務を実施するときに、作業者が変わる場合は、Windowsアカウントを切り替えてから利用者管理システムにログインして業務を行ってください。

システムにログインする（初回）

事業場IDの申請結果のメールに記載されているURLを開く



「インストール済」にチェックを付ける



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

30

パスワードを入力し、「設定」を押す



- ① 「パスワード」にパスワードを入力します。
- ② 「パスワード (確認)」に①で入力したパスワードと同じパスワードを入力します。
- ③ 「設定」を押します。

利用規約を確認後、「利用規約に同意する」にチェックを付け、「利用開始」を押す



《お知らせ》画面が表示されます。



システムにログインする (2回目以降)

URLを入力してシステムにアクセスする

ブラウザのアドレスバーにURLを入力し、「Enter」キーを押します。



本システムのURLは、<https://www.epti-mng.naltec.go.jp>です。

ユーザーIDとパスワードの取り扱いについて、以下のことに注意してください。

- ユーザーID、パスワードは、個人を特定する重要な情報です。他者との共有や他者への貸出しを行わないでください。
- パスワード漏洩のリスクを減らすため、パスワードのメモを作成しないでください。また、使用する端末にパスワードを記憶させないでください。
- パスワード漏洩のおそれがある場合には、パスワードを変更してください。

ユーザーIDとパスワードを入力し、「ログイン」を押す



《お知らせ》画面が表示されます。

システムからログアウトして終了する

メニューの下にある「ログアウト」を押す



「OK」を押す



9. 利用者を登録する

Point 特定DTC照会アプリ利用者を個別登録または一括登録

特定DTC照会アプリを利用する工員または検査員の情報を登録します。ここで登録したユーザーIDとパスワードで、特定DTC照会アプリとOBD検査結果参照システムにログインできます。「個別登録」と「一括登録」の2種類の登録方法があります。

利用者を個別登録する

利用者を1名ずつ登録します。

メニューの「特定DTC照会アプリ利用者管理」を押し、表示された「特定DTC照会アプリ利用者情報」を押す

「利用者新規登録」を押す



利用者情報を入力し、「確認」を押す

特定DTC照会アプリ利用者情報

特定DTC照会アプリの利用者の情報を入力の上、確認ボタンを押下してください。

利用者情報登録

事業場の名称： OBDモータース港支店

氏名： 交通 ゆうき

利用者区分： 工具 検査員

利用開始日： 2023/02/03

戻る

入力内容を確認し、「登録」を押す

特定DTC照会アプリ利用者情報

入力内容に間違いがないことを確認の上、登録ボタンを押下してください。

利用者情報登録確認

事業場の名称： OBDモータース港支店

氏名： 交通 ゆうき

利用者区分： 工具

利用開始日： 2023/02/03

戻る

《利用者情報登録完了》画面が表示され、利用者のユーザーIDと初期パスワードが発行されます。

《利用者情報登録完了》画面

表示されたユーザーIDと初期パスワードは特定DTC照会アプリおよびOBD検査結果参照システムのログインに必要な情報です。この情報を利用者（工具または検査員）にお知らせください。

利用者管理システム

特定DTC照会アプリ利用者情報

文字サイズ 標準 拡大

お知らせ

事業場管理

特定DTC照会アプリ利用者管理

特定DTC照会アプリ利用者情報

特定DTC照会アプリダウンロード

クライアント証明書用招待コード発行依頼

検査実績

特定DTC照会アプリ利用者情報

利用者情報登録完了

以下のとおり、利用者の新規登録が完了しました。

事業場の名称： OBDモータース港支店

氏名： 交通 ゆうき

利用者区分： 工具

ユーザーID： 4100309W001

初期パスワード： cD3T.CpR

利用開始日： 2023/02/03

※特定DTC照会アプリの初回使用時には、ユーザーIDと初期パスワードが必要です。
特定DTC照会アプリ利用者にご通知ください。
また、ユーザーIDと初期パスワードはメニューの特定DTC照会アプリ利用者情報から閲覧できます。

一覧へ戻る

10. 検査用スキャンツールの端末にクライアント証明書をインストールする

Point

特定DTC照会アプリを利用する端末にもクライアント証明書のインストールが必要

検査用スキャンツールの端末（WindowsがインストールされたPCまたはタブレット）にも、クライアント証明書のインストールが必要です。外部アプリSoliton KeyManagerを利用して、クライアント証明書をダウンロードしてインストールします。

※検査用スキャンツールの端末を使用する1つのWindowsアカウントにつき1部のクライアント証明書が必要です。

Soliton KeyManagerをインストールする**クライアント証明書をインストールする**

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

38

Soliton KeyManagerをインストールする

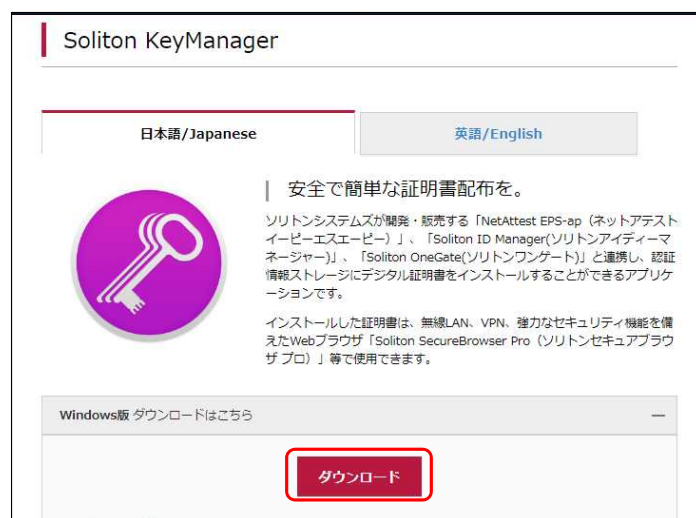
クライアント証明書をインストールするための外部アプリSoliton KeyManagerをダウンロードして、検査用スキャンツールの端末にインストールします。

WebブラウザでURLにアクセスする

ブラウザのアドレスバーにURLを入力し、「Enter」キーを押します。



URLは
https://www.soliton.co.jp/download/ssx_download.html
です。

Soliton KeyManagerの「Windows版ダウンロードはこちら」の「+」を押して開き、「ダウンロード」を押す

クライアント証明書用招待コードの発行依頼をする

検査用スキャンツールの端末にクライアント証明書をインストールするときは、事前に利用者管理システムで「クライアント証明書用招待コード発行依頼」を行った後、対象の端末（WindowsがインストールされたPCまたはタブレット）にクライアント証明書をインストールします。使用する端末には、1つのWindowsアカウントにつき、1つのクライアント証明書が必要です。

メニューの「特定DTC照会アプリ利用者管理」を押し、表示された「クライアント証明書用招待コード発行依頼」を押す



《クライアント証明書用招待コード発行依頼》画面が表示されます。

発行依頼する部数を「証明書必要部数」に入力し、「発行依頼」を押す



受付が完了すると、《クライアント証明書用招待コード発行依頼受付完了》画面が表示されます。クライアント証明書用招待コード発行依頼受付メールが、発行依頼した事業場の管理責任者に送信されます。後日、発行依頼の承認結果が記載されたメールが、発行依頼した事業場の管理責任者に送信されます。送信されたメールに記載されている招待コードを利用して、クライアント証明書のインストールを行ってください。

クライアント証明書のインストールは、「11. クライアント証明書をインストールする」のインストール手順と同じです。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

40

11. 特定DTC照会アプリをダウンロードする

特定DTC照会アプリをダウンロードします。ダウンロードした特定DTC照会アプリは、各事業場で使用する検査用スキャンツールの端末（WindowsがインストールされたPCまたはタブレット）に展開します。

メニューの「特定DTC照会アプリ利用者管理」を押し、表示された「特定DTC照会アプリをダウンロード」を押す



「ダウンロード」を押す

特定DTC照会アプリがダウンロードされます。ダウンロードした特定DTC照会アプリは、検査用スキャンツールの端末（WindowsがインストールされたPCまたはタブレット）にメールなどで整備事業者自身が展開します。

-81

12. 特定DTC照会アプリをインストールする

ダウンロードした特定DTC照会アプリを、検査用スキャンツールの端末にインストールします。

※特定DTC照会アプリのインストールは、どなたでも行えます。

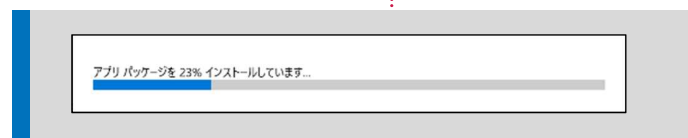
特定DTC照会アプリのインストール用ファイルを実行する

「OBD_KENSA_●.●.●.●.●_x86.msix」を実行すると、「特定DTC照会アプリをインストールしますか?」というダイアログが表示されます。

「インストール」を押す



インストールが開始されます。



インストールが完了すると、アプリのログイン画面が表示されます。

※特定DTC照会アプリの操作方法については、『特定DTC照会アプリ 操作マニュアル』を参照してください。

13. まとめ

利用者管理システムの機能をまとめます。

利用者管理システムの機能概要

利用者管理システムを使用して、OBD検査の事前準備、事業場や利用者（工員または検査員）の管理、OBD検査システム使用端末の情報管理を行います。

● OBD検査の事前準備の流れ



● 事業場・利用者の情報管理

※必要に応じて、随時行います。



14. 困ったときには

システムを利用してOBD検査業務を実施中に、困ったことや分からないことがあるときは、システムの《FAQ（よくあるご質問）》画面やOBD検査ポータル、マニュアルを確認してください。

《FAQ（よくあるご質問）》画面

マニュアルやシステムを利用するときの補足説明やよくある問い合わせと回答（FAQ）を確認できます。メニューの「FAQ（よくあるご質問）」を押すと、《FAQ（よくあるご質問）》画面が表示されます。



各種マニュアルのリンク（青文字）を押すと、マニュアルのダウンロードや確認ができます。

+ を押すと、カテゴリに対応したよくあるご質問とその回答が表示されます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

44

15. ポータルの紹介

Point

OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp/>

